

第 1 1 回

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 7 月 1 4 日 (水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第11回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年7月14日(水)

と ころ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第28号 平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出
決算について

(2) 協議事項

協議第46号 住民関係事務事業の取扱いについて

協議第47号 税務関係事務事業の取扱いについて

協議第48号 建設関係事務事業の取扱いについて

協議第49号 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第50号 総務関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第51号 平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正
予算(第1号)について

協議第11号(継続)新町の名称について

6 その他

(1) 地域審議会に関する検討について

(2) 美方町・村岡町・香住町の合併に関する住民説明会の開催について

(3) 第12回協議会の開催について

① 日 時 平成16年7月28日(水) 13:30～

② 場 所 村岡町老人福祉センター

③ 協議事項(予定)

協議第52号 保健医療関係事務事業の取扱いについて

協議第53号 商工関係事務事業の取扱いについて

協議第54号 学校教育関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第55号 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第11号(継続)新町の名称について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	う え だ せつろう 上 田 節 郎	美方町長	副会長
	い わ つ き たけし 岩 槻 健	村岡町長	会 長
	ふ じ わ ら ひさつぐ 藤 原 久 嗣	香住町長	副会長 (職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	よ し だ のりあき 吉 田 範 明	美方町議会議長	議長
	ほん じょうしげのぶ 本 城 繁 信	美方町議会議員	
	た に ぶ ち え い ち 谷 湊 栄 一	村岡町議会議長	副議長
	い た さ か こう じ 板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	う え だ たかし 上 田 孝	香住町議会議長	副議長
	たちばな ひでお 橋 秀 夫	香住町議会議員	
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	あ さ く ら と み ゆ き 朝 倉 富 征	美 方 町	
	い の う え い ち ろ う 井 上 一 郎		
	け ど き み ひ こ 毛 戸 公 彦		
	な か む ら は る や す 中 村 治 泰		
	み ず ま と く こ 水 間 徳 子		
	い し が き けんぞう 石 垣 健 三	村 岡 町	
	い の う え げん い ち 井 上 源 一		
	こ た に み ち こ 小 谷 道 子		
	に し お た か お 西 尾 高 雄		
	み よ し た だ お 三 好 忠 男	香 住 町	
	い と う まこと 伊 藤 誠		
お か だ ひ さ こ 岡 田 久 子			
し ば さ き か ず ひ で 柴 崎 一 秀			
な か む ら さ と る 中 村 暁			
む ら せ は る よ し 村 瀬 晴 好			
規約第9条第1項 顧 問	な か む ら し げ る 中 村 茂	兵庫県議会議員	
	ま る が み ひろし 丸 上 博	兵庫県議会議員	
	に し む ら りょうじ 西 村 良 二	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

報告第28号	平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会決算について	P 1 ~ P 7
協議第46号	住民関係事務事業の取扱いについて	P 8 ~ P 14
協議第47号	税務関係事務事業の取扱いについて	P 15 ~ P 16
協議第48号	建設関係事務事業の取扱いについて	P 17 ~ P 24
協議第49号	農林水産関係事務事業(その1)の取扱いについて	P 25 ~ P 44
協議第50号	総務関係事務事業の取扱いについて	P 45 ~ P 48
協議第51号	平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算(第1号)について	P 49 ~ P 56
協議第11号	(継続)新町の名称について	P 57 ~ P 60

報告第28号

平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出
決算について

平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算について
報告する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算につ
いて

平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算を調製
したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程第8条第1項に
基づき報告する。

平成 年 月 日承認

平成15年度

美 方 町・村 岡 町・香 住 町 合 併 協 議 会
歳 入 歳 出 決 算 書

美 方 町・村 岡 町・香 住 町 合 併 協 議 会

平成15年度 美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算書

区 分	金 額
1. 歳入総額	8,400,011円
2. 歳出総額	6,722,262円
3. 歳入歳出差引残額（平成16年度へ繰越）	1,677,749円

平成15年度 美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1. 分担金及び負担金		8,400,000	8,400,000	8,400,000	0	0
	1. 負担金	8,400,000	8,400,000	8,400,000	0	0
2. 諸収入		2,000	11	11	0	△ 1,989
	1. 預金利子	1,000	11	11	0	△ 989
	2. 雑 入	1,000	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		8,402,000	8,400,011	8,400,011	0	△ 1,989

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1. 協議会費		8,302,000	6,722,262	0	1,579,738	1,579,738
	1. 協議会費	8,302,000	6,722,262	0	1,579,738	1,579,738
2. 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	2. 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		8,402,000	6,722,262	0	1,679,738	1,679,738

平成15年度 美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額				調定額	収入済額	収 入 未済額	備 考		
			当初予算	補正予算額	計	節						
						区 分					金 額	
1. 分担金 及び負担金			8,400,000	0	8,400,000			8,400,000	8,400,000	0		
	1. 負担金		8,400,000	0	8,400,000			8,400,000	8,400,000	0		
		1. 負担金		8,400,000	0	8,400,000			8,400,000	8,400,000	0	
				8,400,000	0	8,400,000	1. 町負担金	8,400,000	8,400,000	8,400,000	0	町負担金 美方町 2,800,000 村岡町 2,800,000 香住町 2,800,000
2. 諸収入			2,000	0	2,000			11	11	0		
	1. 預金利子		1,000	0	1,000			11	11	0		
			1,000	0	1,000			11	11	0		
			1,000	0	1,000	1. 預金利子	1,000	11	11	0	預金利子 11	
	2. 雑入		1,000	0	1,000			0	0	0		
		1. 雑入		1,000	0	1,000			0	0	0	
				1,000	0	1,000	1. 雑入	1,000	0	0	0	
歳 入 合 計			8,402,000	0	8,402,000			8,400,011	8,400,011	0		

歳 出

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	備 考			
			当 初 予算額	補 正 予算額	予備費支出 及流用増減	計				節		
										区 分	金 額	
1. 協議会費			8,302,000	0	0	8,302,000			6,722,262	1,579,738		
	1. 協議会費		8,302,000	0	0	8,302,000			6,722,262	1,579,738		
		1. 協議会費		8,302,000	0	0	8,302,000			6,722,262	1,579,738	
								1. 報酬	1,770,000	1,722,000	48,000	協議会委員報酬 1,698,000 監査委員報酬 24,000
								9. 旅費	455,000	168,360	286,640	普通旅費 45,460 費用弁償 122,900
								11. 需用費	1,233,000	1,078,584	154,416	消耗品費 556,820 燃料費 27,315 食糧費 77,802 印刷製本費 416,647 修繕料 0
								12. 役務費	365,000	238,048	126,952	郵便電話料 189,502 インターネット接続等手数料 38,745 公務災害補償保険料 9,801
								13. 委託料	2,409,000	1,596,733	812,267	会議録作成委託料 551,983 新町例規整備委託料 840,000 ホームページ開設業務委託料 204,750
								14. 使用料 及び賃借 料	748,000	742,172	5,828	事務所使用料 66,130 会場借上料 0 自動車借上料 113,158 電話・FAXリース借上料 114,240 電気複写機等使用料 448,644
								18. 備品購入費	621,000	586,897	34,103	備品購入費 586,897
						19. 負担金 補助及び 交付金	701,000	589,468	111,532	臨時職員賃金等負担金 521,908 光熱水費負担金 40,000 自動車損害賠償共済 納付負担金 27,560		
2. 予備費			100,000	0	0	100,000		100,000	0	100,000		
	1. 予備費		100,000	0	0	100,000		100,000	0	100,000		
		1. 予備費		100,000	0	0	100,000		100,000	0	100,000	
				100,000	0	0	100,000	予備費	100,000	0	100,000	
歳 出 合 計			8,402,000	0	0	8,402,000			6,722,262	1,679,738		

3 町 合 監 第 1 号
平成16年7月6日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健 様

美方町・村岡町・香住町合併協議会
監査委員 谷 岡 薫
監査委員 辺 見 清 二

美方町・村岡町・香住町合併協議会決算審査報告書の提出について

当合併協議会規約第15条第3項の規定により、審査に付された平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算について、決算書並びに決算事項別明細書、各関係書類、証拠書類を審査した結果、次のとおり報告します。

記

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算

2. 審査実施年月日

平成16年7月5日(月)

3. 実施した審査手続き

平成15年度合併協議会歳入歳出決算書及び附属書類について、事務局長及び担当者から説明を徴し、計数検査、予算執行状況について審査を行った。

第2 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規定等に準拠して作成されており、その計数は正確で平成15年度歳入歳出決算を適正に表示しているものと認める。

住民関係事務事業の取扱いについて

住民関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12) ⑤	各種事務事業の取扱い 住民関係事務事業の取扱い
<p>1. 住民関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により、合併時に統一する。</p> <p>2. 防災に関すること</p> <p>(1) 災害対策基本法に基づき、合併時に防災会議条例を制定し、防災会議を設置する。</p> <p>(2) 地域防災計画は、現行の3町の計画をもとに、合併後、速やかに策定する。</p> <p>(3) 自主防災組織は、現行の3町の組織を新町へ引き継ぐ。</p> <p>(4) 防災行政無線施設は、合併後、新町において統一を検討する。</p> <p>3. 防犯灯の設置及び管理は、美方町及び香住町の例をもとに、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	住民関係事務事業の取扱い	協議細目				
現況比較表 住民票等手数料について	1. 住民関係手数料（3町で差異のある手数料）					
	項目			手数料金額		
	区分	手数料の種類	単位	美方町	村岡町	香住町
	戸籍	戸籍の附票の写し	1件（枚）	200円	200円	250円
	住民基本台帳	住民票の写し（4人まで）	1件（枚）	200円	200円	250円
		住民票の写し（4人を超えて8人まで）	1件（枚）	350円	400円	500円
		除かれた住民票の写し	1件（枚）	200円	200円	250円
		住民票記載事項証明	1件（枚）	200円	200円	250円
		身分証明	1件（枚）	200円	200円	250円
		外国人登録原票記載事項証明	1件（枚）	200円	200円	250円
		外国人登録の写し	1件	200円	200円	250円
		住民票の閲覧	1件	200円	200円	250円
	印鑑	印鑑登録証明	1件（枚）	200円	200円	250円
		印鑑登録証交付	1件	200円	無料	250円
	埋葬	埋火葬証明	1件（枚）	200円	200円	250円
	被害	被害証明	1件（枚）	200円	200円	250円
	船員法	雇入契約公認申請	1件	—	—	430円
		船員手帳の交付及び書換申請	1件	—	—	1,950円
		船員手帳訂正申請	1件	—	—	430円
		航行報告証明申請	1件	—	—	2,600円
		船長就退職証明申請	1件	—	—	870円
		船員手帳記載事項証明申請	1件	—	—	870円
	2. 手数料改定の状況					
	町名	現行	改定前	改定年度		
	美方町	200円	150円	昭和59年4月1日		
	村岡町	200円	150円	昭和63年4月1日		
	香住町	250円	150円	昭和58年10月1日		
3. 収入影響額（3町で差異のある手数料）（単位：円）						
手数料	利用件数 (H15 3町計)	収入額 (試算)	収入額 (H15 3町実績計)	影響額		
200	27,131	5,426,200	6,330,050	△ 903,850		
250		6,782,750		452,700		

合併時に1枚5人記入の様式に変更し、手数料は枚数に関係なく250円とする。

参 考 資 料

協議項目	住民関係事務事業の取扱い	協議細目																																																									
現況比較表 住民票等手数料について	4. 住民票等手数料の統一に伴う負担増について（3町で差異のある手数料）																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>年間利用件数</th> <th>世帯数</th> <th>平均利用件数</th> <th>上げ幅（円）</th> <th>世帯当たり年間負担増額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町</td> <td>2,826</td> <td>920</td> <td>3.1</td> <td>50</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>村岡町</td> <td>6,664</td> <td>2,043</td> <td>3.3</td> <td>50</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>香住町</td> <td>17,641</td> <td>4,030</td> <td>4.4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	町名	年間利用件数	世帯数	平均利用件数	上げ幅（円）	世帯当たり年間負担増額（円）	美方町	2,826	920	3.1	50	155	村岡町	6,664	2,043	3.3	50	165	香住町	17,641	4,030	4.4	0	0																																		
	町名	年間利用件数	世帯数	平均利用件数	上げ幅（円）	世帯当たり年間負担増額（円）																																																					
	美方町	2,826	920	3.1	50	155																																																					
	村岡町	6,664	2,043	3.3	50	165																																																					
	香住町	17,641	4,030	4.4	0	0																																																					
	*利用件数は平成15年度実績、世帯数は平成16年4月時点																																																										
	5. 但馬管内の住民票等の手数料 （単位：円）																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>手数料</th> <th>合併後</th> <th>調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3町</td> <td>美方町</td> <td>200</td> <td rowspan="3">250</td> <td rowspan="3">香住町の例（250円）に統一する。</td> </tr> <tr> <td>村岡町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>香住町</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">養父市</td> <td>八鹿町</td> <td>300</td> <td rowspan="4">300</td> <td rowspan="4">合併前から養父郡で300円で統一しているため、新市でも300円とする。</td> </tr> <tr> <td>養父町</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>大屋町</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>関宮町</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">朝来町</td> <td>生野町</td> <td>200</td> <td rowspan="4">200</td> <td rowspan="4">合併前から朝来郡で200円で統一しているため、新市でも200円とする。</td> </tr> <tr> <td>和田山町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>山東町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>朝来町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">豊岡市</td> <td>豊岡市</td> <td>300</td> <td rowspan="6">300</td> <td rowspan="6">豊岡市、出石町の300円にあわせる。</td> </tr> <tr> <td>城崎町</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>竹野町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>日高町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>出石町</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>但東町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2町</td> <td>浜坂町</td> <td>300</td> <td rowspan="2">未定</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>温泉町</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	手数料	合併後	調整方針	3町	美方町	200	250	香住町の例（250円）に統一する。	村岡町	200	香住町	250	養父市	八鹿町	300	300	合併前から養父郡で300円で統一しているため、新市でも300円とする。	養父町	300	大屋町	300	関宮町	300	朝来町	生野町	200	200	合併前から朝来郡で200円で統一しているため、新市でも200円とする。	和田山町	200	山東町	200	朝来町	200	豊岡市	豊岡市	300	300	豊岡市、出石町の300円にあわせる。	城崎町	250	竹野町	200	日高町	200	出石町	300	但東町	200	2町	浜坂町	300	未定		温泉町	200	
	市町名	手数料	合併後	調整方針																																																							
3町	美方町	200	250	香住町の例（250円）に統一する。																																																							
	村岡町	200																																																									
	香住町	250																																																									
養父市	八鹿町	300	300	合併前から養父郡で300円で統一しているため、新市でも300円とする。																																																							
	養父町	300																																																									
	大屋町	300																																																									
	関宮町	300																																																									
朝来町	生野町	200	200	合併前から朝来郡で200円で統一しているため、新市でも200円とする。																																																							
	和田山町	200																																																									
	山東町	200																																																									
	朝来町	200																																																									
豊岡市	豊岡市	300	300	豊岡市、出石町の300円にあわせる。																																																							
	城崎町	250																																																									
	竹野町	200																																																									
	日高町	200																																																									
	出石町	300																																																									
	但東町	200																																																									
2町	浜坂町	300	未定																																																								
	温泉町	200																																																									
参考 地方自治法 第227条（手数料） 普通地方公共団体は、当該普通公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 * 「特定の者のためにするもの」とは一個人の要求に基づき、主としてその者の利益のために行う事務のこと																																																											

協議項目	住民関係事務事業の取扱い		
	協議細目		
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
	<p>防災会議</p> <p>1. 設置根拠 美方町防災会議条例</p> <p>2. 掌握事務</p> <p>① 美方町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>② 美方町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>③ その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>3. 委員</p> <p>① 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>② 兵庫県の職員から町長が任命する者</p> <p>③ 兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者</p> <p>④ 町長がその部内の職員のうちから任命する者</p> <p>⑤ 教育長</p> <p>⑥ 消防団長</p> <p>⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>4. 定数 23人</p> <p>5. 任期 2年</p>	<p>1. 設置根拠 村岡町防災会議条例</p> <p>2. 掌握事務</p> <p>① 村岡町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>② 村岡町水防計画を調査推進すること。</p> <p>③ 村岡町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>④ その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>3. 委員</p> <p>① 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>② 兵庫県の職員から町長が任命する者</p> <p>③ 兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者</p> <p>④ 町長がその部内の職員のうちから任命する者</p> <p>⑤ 教育長</p> <p>⑥ 消防長及び消防団長</p> <p>⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>4. 定数 24人以内</p> <p>5. 任期 2年</p>	<p>1. 設置根拠 香住町防災会議条例</p> <p>2. 掌握事務</p> <p>① 香住町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>② 香住町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>③ 水防法の規定に基づき、香住町水防計画について調査審議するほか、水防に関し重要な事項を調査審議すること。</p> <p>④ その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>3. 委員</p> <p>① 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者</p> <p>② 兵庫県の職員から町長が委嘱する者</p> <p>③ 兵庫県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者</p> <p>④ 町長がその部内の職員のうちから委嘱する者</p> <p>⑤ 教育長</p> <p>⑥ 美方広域消防事務組合消防本部消防長</p> <p>⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が指名する者</p> <p>4. 定数 18人</p> <p>5. 任期 2年</p>
<p>地域防災計画</p> <p>1. 策定状況</p> <p>① 計画 平成13年3月修正</p> <p>② 改定作業 不定期</p> <p>③ 改定方法 防災会議による</p> <p>2. 構成（目次）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p>	<p>1. 策定状況</p> <p>① 計画 平成8年3月修正</p> <p>② 改定作業 不定期</p> <p>③ 改定方法 防災会議による</p> <p>2. 構成（目次）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急計画</p> <p>第4章 災害復旧計画</p>	<p>1. 策定状況</p> <p>① 計画 平成10年3月修正</p> <p>② 改定作業 不定期</p> <p>③ 改定方法 防災会議による</p> <p>2. 構成（目次）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第4章 地震災害応急対策計画</p> <p>第5章 災害復旧計画</p>	

参 考 資 料

協議項目	住民関係事務事業の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
現況比較表	自主防災組織 1. 組織の状況 ① 組織数 21 ② 世帯加入率 100% ③ 組織率 100% 2. 指導体制 ① 訓練希望組織に消防団幹部を派遣 3. 連絡調整組織 なし 4. 育成事業 ① 自主防災研修会への参加 5. 自主防災組織に係る事務 ① 自主防災組織の育成 ② 安全・安心コミュニティファイルづくり	1. 組織の状況 ① 組織数 44 ② 世帯加入率 100% ③ 組織率 100% 2. 指導体制 ① 希望に応じて、各地区で消防団員が指導 3. 連絡調整組織 村岡町自主防災連絡協議会 4. 育成事業 ① 自主防災研修会への参加 ② 自主防災機材の購入助成 5. 自主防災組織に係る事務 同左	1. 組織の状況 ① 組織数 47 ② 世帯加入率 100% ③ 組織率 100% 2. 指導体制 ① 2年に1度、自主防災訓練を実施 ② 「防災マップ」の全戸配付 3. 連絡調整組織 なし 4. 育成事業 ① 自主防災訓練の実施 5. 自主防災組織に係る事務 同左
	防災行政無線施設 1. 整備状況 防災行政無線施設なし オフトーク通信施設 平成6年度整備 〔 通常の情報通信は電話回線を利用したオフトーク通信 〕 〔 により放送 〕 放送施設 トークみかたオフトークセンター 受信機設置数 913 ○ 放送の流れ 〔 トークみかたオフトークセンター → 電話回線 〕 〔 → 各戸 〕	1. 整備状況 ① 同報（固定系）無線 平成13年度整備 親局 役場無線室 遠隔制御機 2 （役場宿直室、農協） 中継局 1 簡易中継局 2 屋外拡声子局 43 戸別受信機 50 宅内受信機設置数 1,962 ○ 放送の流れ 親局（役場） → 中継局 → 各集落 → （有線） → 各戸 ② 移動系無線 昭和56年度整備 車載型 3 携帯型 4 2. 免許更新 ① 固定系 5年に1度（次回 平成19年11月末） ② 移動系 5年に1度（次回 平成18年5月末）	1. 整備状況 ① 同報（固定系）無線 平成12年度整備 親局 役場無線室 遠隔制御装置 2 （香住分署、役場住民課） 中継局 1 簡易中継局 4 屋外拡声子局 11（簡易中継局4含む） 地区遠隔制御装置 67 戸別受信機 4,250 ○ 放送の流れ 親局（役場） → 中継局 → 各戸 ② 移動系無線 昭和50年度整備 車載型 7 携帯型 6 2. 免許更新 同左

参 考 資 料

協議項目	住民関係事務事業の取扱い		協議細目		
現況比較表	美方町		村岡町		香住町
	防犯灯について	<p>1. 設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区からの要望により、集落間の暗い場所に設置 ○ 道路管理者と協議し、優先箇所から設置 <p>2. 維持管理</p> <p>町が設置した防犯灯の維持管理に係る経費については、原則として町が負担する。</p> <p>3. 設置数 54基 (町維持管理分)</p>	<p>1. 設置状況</p> <p>防犯灯については、各地区で設置及び維持管理を行っている。</p> <p>* 通学路(徒歩区間)における防犯灯は、平成9年度から平成13年度の間、区が主体となり整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備費の9割を町が負担 ○ 維持管理に係る経費の9割を町が負担 ○ 設置数 155基 	<p>1. 設置場所</p> <p>事故又は犯罪等が発生した場所、又は発生する恐れのある場所に設置する。ただし、地区間のみ対象とし、地区内については、各区での設置とする。</p> <p>2. 維持管理</p> <p>町が設置した防犯灯の維持管理に係る経費については、原則として町が負担する。</p> <p>3. 設置数 173基 (町維持管理分)</p>	

参 考 資 料

協議項目	住民関係事務事業の取扱い	
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民関係証明等手数料 300円（4町とも手数料が同額であるため） 2 地域防災計画については、災害対策基本法に基づき、新市に移行後、速やかに策定する。 3 自主防災組織は現行のまま新町に引き継ぐ。
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民関係証明等手数料 200円（4町とも手数料が同額であるため） 2 合併時に防災会議条例を制定し、新市において速やかに防災会議を設置する。 新市において防災計画を策定する。計画策定までの間は、現行の地域防災計画に基づき対応する。 3 災害対策本部の設置場所、設置基準、組織及び運営体制は、新市の組織機構に合わせて確立する。 4 災害等の緊急情報通信については、新市において同一システムによる一斉放送設備を検討する。新システムの構築までは、ケーブルテレビ、オフトーク、防災行政無線を併用する。
	豊岡市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民関係証明等手数料 300円（最も高い豊岡市、出石町に合わせる） 2 交通安全対策事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、大会は統合し、助成制度は合併時に廃止する。 3 防犯灯の設置基準は、竹野町、日高町、出石町、及び但東町の例により、助成基準は新町において統一する。

税務関係事務事業の取扱いについて

税務関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12) ④	各種事務事業の取扱い 税務関係事務事業の取扱い
<p>1. 税務関係手数料に関すること</p> <p>(1) 納税証明手数料、課税証明手数料及び住宅用家屋証明申請手数料は、合併時に香住町の例により統一する。</p> <p>(2) 税督促手数料は、合併時に村岡町の例により統一する。</p> <p>(3) 固定資産に関する証明手数料は、250円とする。ただし、土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、5棟までごとに1件とする。</p> <p>(4) 公函、函面等の公文書の閲覧手数料は、250円とする。ただし、1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに200円を加える</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	税務関係事務事業の取扱い		協議細目			
1. 税務関係手数料						
項 目			美方町	村岡町	香住町	
区 分	手数料の種類	単 位	手数料金額	手数料金額	手数料金額	
税	納税証明	1件(枚)	200円	200円	250円	
	課税証明	1件(枚)	200円	200円	250円	
	固定資産に関する証明	1件	200円	200円	250円	
			土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、1棟を1件とする	土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、1構を1件とする	土地については5筆までごとに1件とする	
	住宅用家屋証明申請	1件	-	-	1,300円	
	税督促	1通	100円	150円	100円	
公図・図面等	公図、図面等の公文書の閲覧	1件	200円	200円	250円	
			1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに150円を加える	1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに200円を加える		
2. 新町の財政への影響額						
手数料	利用件数 (3町計)	収入額(円) (試算)	収入額(円) (H15 3町実績計)	影響額(円)		
200円	6,321	1,264,200	1,438,050	173,850		
250円		1,580,250		142,200		

建設関係事務事業の取扱いについて

建設関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年 7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12) ⑪	各種事務事業の取扱い 建設関係事務事業の取扱い
<p>1. 道路等に関する事</p> <p>(1) 町道・橋梁は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、路線区分は新町において調整する。</p> <p>(2) 町道及び橋梁の新設、改良、舗装に係る受益者負担金は、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中(用地買収を含む)の路線に対する負担は、従前の例による。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、合併時に香住町の例により再編する。ただし、合併時に事業実施中の箇所に対する負担は、従前の例による。</p> <p>(4) 災害復旧事業に係る受益者負担金は徴しない。</p> <p>(5) 除雪路線は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、除雪計画は、合併後に新町において調整する。</p> <p>除雪機購入補助制度は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、補助内容等は合併時に統一する。</p> <p>2. 町営住宅に関する事</p> <p>(1) 町営住宅は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(2) 町営住宅の入居資格は、合併時に村岡町、香住町の例により統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	建設関係事務事業の取扱い		協議細目																																																																																										
現況比較表 町道の状況	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>1. 町道の認定状況(道路台帳より)</p> <table border="1" data-bbox="383 293 792 568"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級路線</td> <td>6</td> <td>19.5</td> </tr> <tr> <td>2 級路線</td> <td>8</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>その他路線</td> <td>182</td> <td>132.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>196</td> <td>172.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記のうち橋梁の箇所数及び延長)</p> <table border="1" data-bbox="383 647 792 788"> <thead> <tr> <th></th> <th>橋梁箇所数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級路線</td> <td>13</td> <td>0.186</td> </tr> <tr> <td>2 級路線</td> <td>26</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>その他路線</td> <td>36</td> <td>0.352</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>75</td> <td>0.788</td> </tr> </tbody> </table>		路線数	延長 (km)	1 級路線	6	19.5	2 級路線	8	20.5	その他路線	182	132.8	計	196	172.8		橋梁箇所数	延長 (km)	1 級路線	13	0.186	2 級路線	26	0.25	その他路線	36	0.352	計	75	0.788	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>1. 町道の認定状況(道路台帳より)</p> <table border="1" data-bbox="911 293 1321 568"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級路線</td> <td>7</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>2 級路線</td> <td>21</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>その他路線</td> <td>330</td> <td>187.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>358</td> <td>232.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記のうち橋梁の箇所数及び延長)</p> <table border="1" data-bbox="911 647 1321 788"> <thead> <tr> <th></th> <th>橋梁箇所数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級路線</td> <td>10</td> <td>0.108</td> </tr> <tr> <td>2 級路線</td> <td>27</td> <td>0.496</td> </tr> <tr> <td>その他路線</td> <td>163</td> <td>1.859</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>200</td> <td>2.463</td> </tr> </tbody> </table>		路線数	延長 (km)	1 級路線	7	15.6	2 級路線	21	29.7	その他路線	330	187.1	計	358	232.4		橋梁箇所数	延長 (km)	1 級路線	10	0.108	2 級路線	27	0.496	その他路線	163	1.859	計	200	2.463	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p>1. 町道の認定状況(道路台帳より)</p> <table border="1" data-bbox="1444 293 1854 568"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級路線</td> <td>11</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>2 級路線</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>その他路線</td> <td>742</td> <td>127.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>769</td> <td>165.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記のうち橋梁の箇所数及び延長)</p> <table border="1" data-bbox="1444 647 1854 788"> <thead> <tr> <th></th> <th>橋梁箇所数</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級路線</td> <td>24</td> <td>0.385</td> </tr> <tr> <td>2 級路線</td> <td>19</td> <td>0.571</td> </tr> <tr> <td>その他路線</td> <td>142</td> <td>0.948</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>185</td> <td>1.904</td> </tr> </tbody> </table>		路線数	延長 (km)	1 級路線	11	24.9	2 級路線	16	13	その他路線	742	127.4	計	769	165.3		橋梁箇所数	延長 (km)	1 級路線	24	0.385	2 級路線	19	0.571	その他路線	142	0.948	計	185	1.904
	路線数	延長 (km)																																																																																											
1 級路線	6	19.5																																																																																											
2 級路線	8	20.5																																																																																											
その他路線	182	132.8																																																																																											
計	196	172.8																																																																																											
	橋梁箇所数	延長 (km)																																																																																											
1 級路線	13	0.186																																																																																											
2 級路線	26	0.25																																																																																											
その他路線	36	0.352																																																																																											
計	75	0.788																																																																																											
	路線数	延長 (km)																																																																																											
1 級路線	7	15.6																																																																																											
2 級路線	21	29.7																																																																																											
その他路線	330	187.1																																																																																											
計	358	232.4																																																																																											
	橋梁箇所数	延長 (km)																																																																																											
1 級路線	10	0.108																																																																																											
2 級路線	27	0.496																																																																																											
その他路線	163	1.859																																																																																											
計	200	2.463																																																																																											
	路線数	延長 (km)																																																																																											
1 級路線	11	24.9																																																																																											
2 級路線	16	13																																																																																											
その他路線	742	127.4																																																																																											
計	769	165.3																																																																																											
	橋梁箇所数	延長 (km)																																																																																											
1 級路線	24	0.385																																																																																											
2 級路線	19	0.571																																																																																											
その他路線	142	0.948																																																																																											
計	185	1.904																																																																																											

参 考 資 料

協議項目	建設関係事務事業の取扱い			協議細目								
現況比較表 受益者負担	美方町			村岡町		香住町						
	1. 町道等受益者負担率			1. 町道等受益者負担率		1. 町道等受益者負担率						
	種 別	基準の内容	負担率	種 別	基準の内容	負担率	種 別	基準の内容	負担率			
	町道の 新設並びに 改良	1 級町道	起点、終点が県道に続く幅員 3.0m以上あって大型自動車の 通行が可能で、重要連絡幹線と認 められるもの	0%	基幹町道	1 1 級町道のうち特に重要と認 められ町長が別に定めるもの	0%	町道(含 む舗装・ 橋梁)	特定区間	1 級町道	2 級町道	0%
			ただし、町道役場前線について はこの基準にかかわらず、1 級町 道とする			2 前項以外の町道で町有施設に 連絡する唯一の道路と認められ、 町長が別に定めるもの			幅員 2 m 未満の場合 合事業費に対して	10.0%		
		2 級町道	県道又は 1 級町道を起点とし、 幅員 3.0m 以上であって大型自 動車の通行が可能で交通頻繁な主 要道路と認められるもの	20.0% 以内	1 級町道	道路幅員が概ね 4 m 以上であっ て、主要幹線道路と認められるも ので、人家が連坦し、国道・県道、 又は他の町道に連絡する唯一の道 路と認められるもの	2.5%		集落内	幅員 2 m 以上の場 合事業費に対して	0%	
	3 級町道	幅員 2.0m 以上であって交通 上主要道路と認められるもの	20.0% 以内	道路幅員が概ね 4 m 以上であっ て主要幹線道路と認められるもの		5.0%		集落外	事業費に対して	20.0%		
	町道の 新設並びに 改良及び 維持管理	1 級橋	1 級町道と同じ	0%	2 級町道	道路幅員が概ね 3 m 以上であっ て、主要道路と認められるもので 人家が連坦し、国道・県道、又は 他の町道に連絡する唯一の道路と 認められるもの	5.0%	消雪工事		下表		
	橋梁の 新設並びに 改良	2 級橋	2 級町道と同じ	20.0% 以内		道路幅員が 3 m 以上であって、 主要道路と認められるもの		10.0%	河 川		0%	
		3 級橋	3 級町道と同じ	20.0% 以内		道路幅員が 2.5 m 以上であっ て、必要と認められるもので、人 家が連坦し、国道・県道、又は他 の町道に連絡する唯一の道路と認 められるもの		7.5%	(消雪工事負担率)			
橋梁の 新設並びに 改良及び 維持管理	3 級橋	3 級町道と同じ	20.0% 以内	道路新 設・改良 及び舗装	舗装事業の受益者負担金の額は、路線ごとに路線に 係る受益者数に 5 万円を乗じて得た額を最高限度額と する	0%	区分	建設費	維持費(電気代)			
							特定区間	0%	0%			
							1 級	集落間	0%	0%		
橋梁の 新設並びに 改良	1 級橋	1 級町道と同じ	0%	2 級町道	道路幅員が 3 m 以上であっ て、主要道路と認められるもので 人家が連坦し、国道・県道、又は 他の町道に連絡する唯一の道路と 認められるもの	5.0%	1 級	集落内	事業費の 3%	基本料金の 0%	使用料金の 50%	
							2 級		事業費の 8%	基本料金の 40%	使用料金の 80%	
							3 級		事業費の 12%	基本料金の 80%	使用料金の 100%	
橋梁の 新設並びに 改良	1 級橋	1 級町道に架けられた橋梁	0%	橋梁新 設及び 改良	1 級町道に架けられた橋梁で、 人家が連坦し、国道・県道、又は 他の町道に連絡する唯一の橋梁と 認められるもの	2.5%	備考					
							1 事業費とは、次に定めるものをいう。 (1) 町が負担金を負担する事業(負担金納付事業) 事業費＝負担すべき負担額(負担金納額) (2) 町が事業主体で国費又は県費補助のある事業(国庫補助事業) 事業費＝当該補助対象事業費＋補助対象外事業費 (3) 町が事業主体で国費又は県費補助のない事業(町単独事業) 事業費＝工事費(A)＋測量試験費(B)＋用地費＋補償費＋事務費 (A)＋(B)×3%以内 ただし、消雪工事に係る水源調査は 1 か所分のみの経費とする。					
							2 町道で辺地対策事業債(辺地債)の充当があった場合の基準の取 扱いは、事業費又は国県等補助残から辺地債充当額の 80%相当 額を控除した額を基準とする。					
橋梁の 新設並びに 改良	1 級橋	1 級町道に架けられた橋梁	0%	橋梁新 設及び 改良	1 級町道に架けられた橋梁で、 人家が連坦し、国道・県道、又は 他の町道に連絡する唯一の橋梁と 認められるもの	2.5%						
橋梁の 新設並びに 改良	1 級橋	1 級町道に架けられた橋梁	0%	橋梁新 設及び 改良	1 級町道に架けられた橋梁	5.0%						

資 料

協議項目	建設関係事務事業の取扱い		協議細目																																									
現況比較表	美方町		村岡町		香住町																																							
	<p>2. 急傾斜対策事業受益者負担率</p> <p>受益者負担は町が行うため無し</p> <p>3. 災害復旧事業受益者負担率</p> <p>受益者負担無し</p>		<table border="1" data-bbox="875 272 1429 512"> <tr> <td data-bbox="965 272 1048 416" rowspan="2">2級橋</td> <td data-bbox="1048 272 1339 416">2級町道、3級町道に架けられた橋梁で、橋梁幅員が2.5m以上のもので、人家が連坦し、国道県道、又は他の町道に連絡する唯一の橋梁と認められるもの</td> <td data-bbox="1339 272 1429 416">5.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 416 1339 512">2級町道、3級町道に架けられた橋梁で、橋梁幅員が2.5m以上のもの</td> <td data-bbox="1339 416 1429 512">10.0%</td> </tr> </table> <p>2. 急傾斜対策事業受益者負担率</p> <p>受益者負担は町が行うため無し</p> <p>3. 災害復旧事業受益者負担率</p> <p>受益者負担無し</p>		2級橋	2級町道、3級町道に架けられた橋梁で、橋梁幅員が2.5m以上のもので、人家が連坦し、国道県道、又は他の町道に連絡する唯一の橋梁と認められるもの	5.0%	2級町道、3級町道に架けられた橋梁で、橋梁幅員が2.5m以上のもの	10.0%	<p>2. 急傾斜対策事業受益者負担率</p> <table border="1" data-bbox="1442 596 1989 743"> <tr> <td data-bbox="1442 596 1525 624" rowspan="4">急傾斜地</td> <td data-bbox="1525 596 1637 624">公共施設関連</td> <td data-bbox="1637 596 1906 624"></td> <td data-bbox="1906 596 1989 624">0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1525 624 1637 683" rowspan="2">一般</td> <td data-bbox="1637 624 1749 683">災害フォロー</td> <td data-bbox="1749 624 1989 683">0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 683 1749 710">その他</td> <td data-bbox="1749 683 1989 710">県認定事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1525 710 1637 743">県単独</td> <td data-bbox="1637 710 1906 743">県認定事業費</td> <td data-bbox="1906 710 1989 743">2.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 743 1637 770">町単独事業</td> <td data-bbox="1637 743 1906 770">事業費</td> <td data-bbox="1906 743 1989 770">30.0%</td> </tr> </table> <p>3. 災害復旧事業受益者負担率</p> <table border="1" data-bbox="1442 831 1989 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1442 831 1496 858">種別</th> <th data-bbox="1496 831 1615 858">内容</th> <th data-bbox="1615 831 1816 858">国県補助対象事業</th> <th data-bbox="1816 831 1989 858">町単独事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1442 858 1496 885" rowspan="2">町道</td> <td data-bbox="1496 858 1615 885">1級、2級</td> <td data-bbox="1615 858 1816 885">0%</td> <td data-bbox="1816 858 1989 885">0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1496 885 1615 975" rowspan="2">3級</td> <td data-bbox="1615 885 1816 912">集落内</td> <td data-bbox="1816 885 1989 912">0%</td> <td data-bbox="1816 912 1989 940">0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1615 912 1816 975">集落外</td> <td data-bbox="1816 912 1989 975">(補助残-起債充当額100%) 0%</td> <td data-bbox="1816 940 1989 975">(事業費×0.20)×1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 975 1496 1034">漁港</td> <td data-bbox="1496 975 1615 1034">1種漁港</td> <td data-bbox="1615 975 1816 1034">(補助残-起債充当額100%)×1/2</td> <td data-bbox="1816 975 1989 1034">(事業費×0.20)×1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 町道以外の補助対象事業において起債を充当しない場合は、補助残に対して、それぞれの割合を乗ずるものとする。</p> <p>2 30万円未満の補助対象外事業で、受益者が事業主体となる場合は、復旧に要した機械借上料金(オペレーターの人件費を含む)に対し補助する。</p>		急傾斜地	公共施設関連		0%	一般	災害フォロー	0%	その他	県認定事業費	県単独	県認定事業費	2.5%	町単独事業	事業費	30.0%	種別	内容	国県補助対象事業	町単独事業	町道	1級、2級	0%	0%	3級	集落内	0%	0%	集落外	(補助残-起債充当額100%) 0%	(事業費×0.20)×1/2	漁港	1種漁港	(補助残-起債充当額100%)×1/2
2級橋	2級町道、3級町道に架けられた橋梁で、橋梁幅員が2.5m以上のもので、人家が連坦し、国道県道、又は他の町道に連絡する唯一の橋梁と認められるもの	5.0%																																										
	2級町道、3級町道に架けられた橋梁で、橋梁幅員が2.5m以上のもの	10.0%																																										
急傾斜地	公共施設関連		0%																																									
	一般	災害フォロー	0%																																									
		その他	県認定事業費																																									
	県単独	県認定事業費	2.5%																																									
町単独事業	事業費	30.0%																																										
種別	内容	国県補助対象事業	町単独事業																																									
町道	1級、2級	0%	0%																																									
	3級	集落内	0%	0%																																								
集落外		(補助残-起債充当額100%) 0%	(事業費×0.20)×1/2																																									
漁港	1種漁港	(補助残-起債充当額100%)×1/2	(事業費×0.20)×1/2																																									

資 料

協議項目	建設関係事務事業の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
	<p>4. 負担金の減免等</p> <p>町長は、天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、第3条の規定により徴収する分担金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>4. 負担金の減免等</p> <p>町長は、災害その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは第2条の規定により徴収する分担金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>4. 負担金の減免等</p> <p>町長は、隣町又は本町旧町村界にまたがる広域的事業等で、受益者を特定しがたいとき、又は負担金を課することが適当でないとき、負担金を課さないことができる。</p> <p>2 町長は、第4条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)町道で橋梁を工種として行う事業 5割</p> <p>(2)舗装済町道の修繕及び舗装維持補修事業 10割</p> <p>(3)その他町長が特に必要と認めた事業 町長が適当と認める割合</p>

参 考 資 料

協議項目	建設関係事務事業の取扱い		協議細目
<p>現況比較表</p> <p>除雪</p>	<p>美方町</p> <p>1. 除雪路線の状況 町道 42路線 延長 42.1km</p> <p>2. 除雪施行方法 町及び業者委託(10業者)</p> <p>3. 除雪関連機械の保有状況 ・ドーザー 6台 ・ロータリー 1台</p> <p>4. 除雪機購入補助制度 (1)補助の対象 地区内の除雪に使用する除雪機購入について、区に対して補助を行う。 (2)補助金の額 予算の範囲内において除雪機購入費の一部を補助する。 購入価格×80%以内 (3)補助の状況 平成16年度より実施のため、15年度の実績なし</p>	<p>村岡町</p> <p>1. 除雪路線の状況 町道 115路線 延長 79.3km</p> <p>2. 除雪施行方法 町及び業者委託(12業者)</p> <p>3. 除雪関連機械の保有状況 ・ドーザー 4台 ・ロータリー 1台 ・ダンプ 1台</p> <p>4. 除雪機購入補助制度 該当なし</p>	<p>香住町</p> <p>1. 除雪路線の状況 町道 44路線 延長 28.1km</p> <p>2. 除雪施行方法 町及び業者委託(10業者) 区に委託(2地区)</p> <p>3. 除雪関連機械の保有状況 ・ドーザー 1台 ・ホイールローダ 1台</p> <p>4. 除雪機購入補助制度 (1)補助の対象 町道の除雪に使用する除雪機購入について、区に対して補助を行う。 (2)補助金の額 補助対象事業費(上限100万円)に対し40%とする。 ただし、補助対象事業費に対する補助残金が1世帯につき次に定める額を乗じて得た額を上回る場合には、その上回る額を補助金に上積みする。 10,000円×補助対象事業費/80万円 (3)補助の状況 平成15年度実績なし</p>

参 考 資 料

協議項目	建設関係事務事業の取扱い		協議細目																																																																																								
現況比較表 町営住宅	美方町		村岡町		香住町																																																																																						
	1. 町営住宅の状況 ア. 普通町営住宅 <table border="1" data-bbox="309 331 837 539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃(月額)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷第1団地</td> <td>6戸</td> <td>11,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>水間団地</td> <td>12戸</td> <td>42,200円</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>石町団地</td> <td>6戸</td> <td>22,000円</td> <td>18,100円</td> </tr> <tr> <td>石町第2団地</td> <td>4戸</td> <td>20,200円</td> <td>20,200円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	戸数	家賃(月額)		最高	最低	大谷第1団地	6戸	11,500円	11,500円	水間団地	12戸	42,200円	16,600円	石町団地	6戸	22,000円	18,100円	石町第2団地	4戸	20,200円	20,200円	計	28戸			1. 町営住宅の状況 ア. 普通町営住宅 <table border="1" data-bbox="884 331 1400 539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃(月額)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町団地</td> <td>20戸</td> <td>38,000円</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>西本町団地</td> <td>33戸</td> <td>27,300円</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>福岡団地</td> <td>10戸</td> <td>18,500円</td> <td>11,100円</td> </tr> <tr> <td>川会団地</td> <td>8戸</td> <td>9,600円</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	戸数	家賃(月額)		最高	最低	新町団地	20戸	38,000円	8,500円	西本町団地	33戸	27,300円	13,500円	福岡団地	10戸	18,500円	11,100円	川会団地	8戸	9,600円	5,800円	計	71戸			1. 町営住宅の状況 ア. 普通町営住宅 <table border="1" data-bbox="1460 331 1966 596"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃(月額)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖浦団地</td> <td>26戸</td> <td>19,300円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>境団地</td> <td>39戸</td> <td>40,000円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>七日市団地</td> <td>6戸</td> <td>32,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>若松団地</td> <td>4戸</td> <td>61,500円</td> <td>21,200円</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>47戸</td> <td>79,400円</td> <td>18,300円</td> </tr> <tr> <td>長井団地</td> <td>4戸</td> <td>67,300円</td> <td>23,100円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	戸数	家賃(月額)		最高	最低	沖浦団地	26戸	19,300円	6,600円	境団地	39戸	40,000円	8,400円	七日市団地	6戸	32,000円	11,000円	若松団地	4戸	61,500円	21,200円	森団地	47戸	79,400円	18,300円	長井団地	4戸	67,300円	23,100円	計	126戸		
	名称	戸数			家賃(月額)																																																																																						
最高			最低																																																																																								
大谷第1団地	6戸	11,500円	11,500円																																																																																								
水間団地	12戸	42,200円	16,600円																																																																																								
石町団地	6戸	22,000円	18,100円																																																																																								
石町第2団地	4戸	20,200円	20,200円																																																																																								
計	28戸																																																																																										
名称	戸数	家賃(月額)																																																																																									
		最高	最低																																																																																								
新町団地	20戸	38,000円	8,500円																																																																																								
西本町団地	33戸	27,300円	13,500円																																																																																								
福岡団地	10戸	18,500円	11,100円																																																																																								
川会団地	8戸	9,600円	5,800円																																																																																								
計	71戸																																																																																										
名称	戸数	家賃(月額)																																																																																									
		最高	最低																																																																																								
沖浦団地	26戸	19,300円	6,600円																																																																																								
境団地	39戸	40,000円	8,400円																																																																																								
七日市団地	6戸	32,000円	11,000円																																																																																								
若松団地	4戸	61,500円	21,200円																																																																																								
森団地	47戸	79,400円	18,300円																																																																																								
長井団地	4戸	67,300円	23,100円																																																																																								
計	126戸																																																																																										
イ. 特定公共賃貸住宅 <table border="1" data-bbox="309 628 837 740"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃(月額)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石町団地</td> <td>4戸</td> <td>73,500円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	戸数	家賃(月額)		最高	最低	石町団地	4戸	73,500円	45,000円	計	4戸			イ. 特定公共賃貸住宅 <table border="1" data-bbox="884 628 1400 740"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃(月額)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町団地</td> <td>2戸</td> <td>124,000円</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	戸数	家賃(月額)		最高	最低	新町団地	2戸	124,000円	57,000円	計	2戸																																																														
名称	戸数			家賃(月額)																																																																																							
		最高	最低																																																																																								
石町団地	4戸	73,500円	45,000円																																																																																								
計	4戸																																																																																										
名称	戸数	家賃(月額)																																																																																									
		最高	最低																																																																																								
新町団地	2戸	124,000円	57,000円																																																																																								
計	2戸																																																																																										
2. 入居者の資格 [条例による資格基準] ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ②入居希望親族の総収入が町の規定する基準内にある者。 ③現に住宅に困窮していることが明らかな者。 ※ 過疎地域による特例(公営住宅法より) 当分の間、過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第23条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。		2. 入居者の資格 [条例による資格基準] ①現に町内に住所又は勤務場所を有すること。 ②現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ③入居希望親族の総収入が町の規定する基準内にある者。 ④現に住宅に困窮していることが明らかな者。 ※ 過疎地域による特例(公営住宅法より) 当分の間、過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第23条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。		2. 入居者の資格 [条例による資格基準] ①現に町内に住所又は勤務場所を有すること。 ②現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ③入居希望親族の総収入が町の規定する基準内にある者。 ④現に住宅に困窮していることが明らかな者。																																																																																							

参 考 資 料

協議項目	建設関係事務事業の取扱い	協議細目	
先進事例	養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町道、橋梁については、現行のまま新町へ引き継ぐ。 2. 道路改良事業に伴う分担金徴収条例は廃止する。 3. 町営住宅については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 4. 町営住宅の管理における、入居者の選定方法については、八鹿町、大屋町及び関宮町の例による。 5. 家賃については、新市において条例で設定する。 	
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市道新設改良・舗装事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市道新設改良・舗装事業については、受益者負担金を徴しない。 2. 急傾斜地崩壊対策事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 急傾斜地崩壊対策事業については、地元からの受益者負担金を徴しない。 3. 除雪関連事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出動体制、委託形態については、合併後降雪時期までに調整する。 除雪路線については、現行のまま新市に引き継ぐ。 	
	京丹後市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設関係事業の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路除雪 <p>除雪体制については、業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加することも検討し、整備する。</p> (2) 新規道路の認定基準 <p>道路幅員が4m以上のものを基本として、新市において新たな基準を制定する。</p> (3) 町道の継承 <p>合併時における町道については、すべて新市に継承し、市道とする。</p> (4) 受益者分担金 <ol style="list-style-type: none"> ①道路工事に伴う受益者分担金 <p>全ての市道の新設・改良工事を対象とし、事業費の10%を徴収する。ただし、国府補助事業及び交付税措置のある起債事業は対象外とする。</p> ②排水路工事及び河川工事に伴う受益者分担金 <p>合併時において廃止する。</p> 2. 公営住宅の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の継承 <p>一般公営住宅、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅については、現行のとおりとする。</p> 	

農林水産関係事務事業（その1）の取扱いについて

農林水産関係事務事業（その1）の取扱いについて提出する。

平成16年 7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12) ⑨	各種事務事業の取扱い 農林水産関係事務事業（その1）の取扱い
<p>1. 農業に関すること</p> <p>(1) 生産調整に対する助成措置等の農業振興対策事業は、各町の取り組み経過、地域特性を考慮し合併後に再編する。</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払交付金事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(3) 棚田保全緊急対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(4) 農業振興に係る利子補給制度は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p> <p>2. 土地改良に関すること</p> <p>(1) 土地改良事業に係る受益者負担率及び町単独補助率は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中のものについては、従前の例による。</p> <p>(2) 農地及び農業用施設の災害復旧に係る受益者負担率は、美方町、村岡町の制度をもとに合併時に再編し、町単独事業は、合併時に廃止する。</p> <p>3. 畜産に関すること</p> <p>(1) 優良牛確保事業及び町有雌牛貸付事業等の畜産振興対策事業は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。</p> <p>(2) 畜産振興に係る利子補給制度は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。</p> <p>4. 水産に関すること</p> <p>(1) 種苗放流事業等の水産振興対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(2) 水産振興に係る利子補給制度は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>5. 農林水産関係の各種証明書交付事務に関すること</p> <p>(1) 農林水産関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により合併時に統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
<p>農林振興事業</p>	<p>1. 特例野菜推進事業 (1) 事業内容 ① 郡統一野菜であるキャベツについて産地の拡大と合わせて生産調整の推進を行う。 ② J A たじま統一振興作物であるピーマンについて産地の定着と合わせて生産調整の推進を行う。 (2) 補助率等 ① J A たじまキャベツ生産組合の加入農家に対し 5千円/10a 助成 ② J A たじまより苗を購入し J A に出荷した農家に対し 苗代の1/3 助成 (3) 補助金額 ① 41千円 ② -</p> <p>2. 永年性作物推進事業 (1) 事業内容 放棄地の防止と生産調整の推進。 (2) 補助率等 苗代の1/2、管理費20千円/10a (2年間) (3) 補助金額 24千円</p> <p>3. 有機農業育成事業 (1) 事業内容 有機農業を実施するためハウス等施設を整備する。 (2) 補助率等 ハウス等施設整備費用(30万円以上の事業費のもの) ×50%以内 (2) 補助金額 1棟、100千円</p>	<p>1. 転作キャベツ等奨励費補助金 (1) 事業内容 出荷を目的としたキャベツの栽培 (2) 補助率等 J A たじまキャベツ生産組合の加入農家に対し 5千円/10a 助成 (3) 補助金額 86千円</p> <p>2. 特定作物種子事業 (1) 事業内容 ① そば：集落における組織的転作を推進するとともに転作作物の特産化を図る。 ② 大豆：集落における組織的転作を推進するとともに転作作物の特産化を図る。 (2) 補助率等 ① そばの種 4kg/10a ② 大豆の種 5kg/10a (3) 補助金額 ① 205千円 ② 124千円</p> <p>3. 水田農業経営確立対策果樹苗木事業 (1) 事業内容 棚田の耕作放棄を防止するとともに生産調整の推進と果樹の産地化を図る。(梅、栃、銀杏、ネクタリン) (2) 補助率等 20千円/10a 以内で果樹の苗木を支給 (3) 補助金額 356千円</p>	<p>1. 転作定着化促進対策事業 (1) 事業内容 生産調整事業に関して、面積内示の集落調整、関係書類の配布・回収等事務に係る集落(農会長)への報償金 (2) 補助率等 均等割12,000円〔1集落あたり〕 件数割 100円〔1件あたり〕 (3) 補助金額 805千円</p> <p>2. 水田農業経営確立対策事業補助金〔H15年度より実施〕 (1) 事業内容 生産調整事業の中で経営確立助成事業を円滑に実施するとともに、振興作物として推奨してきた大豆を中心とした助成を図る。 (2) 補助率等 2ha以上の団地に摘要・1団地500千円を限度 ① 作付助成 5,000円/10a 以内 ② とも補償に取組んだ場合 2,000円/10a 以内 ③ 出荷協定を締結しての生産 3,000円/10a 以内 (3) 補助金額 780千円</p> <p>3. 香住梨高品質コンクール助成 (1) 事業内容 園芸組合が主催する審査委員会に出席し、町長賞の交付を行う。 (2) 補助率等 定額補助 (3) 補助金額 50千円</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
農林振興事業	<p>4. 有機米促進事業</p> <p>(1)事業内容 3名以上のグループ・団体で有機米栽培を実施するものに補助を行う。</p> <p>(2)補助率等 栽培に必要な経費×50%以内</p> <p>(3)補助金額 150千円</p> <p>5. 花しょうぶ栽培実証展示委託事業</p> <p>(1)事業内容 花しょうぶの栽培管理及びイベントの開催等</p> <p>(2)補助率等 定額補助</p> <p>(3)補助金額（委託料） 280千円</p>	<p>4. 出荷助成</p> <p>(1)事業内容</p> <p>①出荷を目的としたそばの栽培 ②出荷を目的とした大豆の栽培 ③出荷を目的とした梅の栽培</p> <p>(2)補助率等</p> <p>①JAたじまに出荷150円/kg ②JAたじまに出荷100円/kg ③JAたじまに出荷100円/kg</p> <p>(3)補助金額</p> <p>①256千円 ②201千円 ③106千円</p> <p>5. ふれあい農園設置委託事業</p> <p>(1)事業内容 安心・安全な農産物の販売促進、自然環境PRのため都市住民が農業体験をできる場所を設置する。（3地区）</p> <p>(2)補助率等 1地区あたり7万円</p> <p>(3)補助金額 210千円</p>	

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目																																													
<p>現況比較表</p> <p>中山間直接支払</p>	<p>美方町</p> <p>1. 交付基準・要件等 中山間地域等直接支払美方町基本方針により指定された農地で、集落協定を締結した団体、認定農業者。</p> <p>2. 協定地区数及び団地数 18地区（41団地）</p> <p>3. 協定参加者 農業者 477人 その他 26人</p> <p>4. 交付対象地及び交付金額 (H15年度)</p> <table border="1" data-bbox="315 802 853 954"> <thead> <tr> <th>対象地</th> <th>対象面積</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>1,249,232 m²</td> <td>26,233,872 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>18,308 m²</td> <td>91,059 円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>0 m²</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,267,540 m²</td> <td>26,324,931 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 交付方法 各集落指定口座へ一括交付（毎年2月）</p> <p>6. 事業推進費 ○平成15年度 600千円（補助率1/2）</p> <p>7. 推進体制 ①美方町農業振興対策協議会 ②美方町営農対策会議</p>	対象地	対象面積	交付金額	田	1,249,232 m ²	26,233,872 円	畑	18,308 m ²	91,059 円	採草放牧地	0 m ²	0 円	計	1,267,540 m ²	26,324,931 円	<p>村岡町</p> <p>1. 交付基準・要件等 中山間地域等直接支払村岡町基本方針により指定された農地で、集落協定を締結した団体、認定農業者。</p> <p>2. 協定地区数及び団地数 26地区（88団地）</p> <p>3. 協定参加者 農業者 752人 組織 4団体 水利組合 9団体 その他 1団体</p> <p>4. 交付対象地及び交付金額 (H15年度)</p> <table border="1" data-bbox="891 802 1429 954"> <thead> <tr> <th>対象地</th> <th>対象面積</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>2,275,236 m²</td> <td>47,412,238 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>123,429 m²</td> <td>687,462 円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>381,393 m²</td> <td>374,513 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,780,058 m²</td> <td>48,474,213 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 交付方法 各集落指定口座へ一括交付（毎年1月）</p> <p>6. 事業推進費 ○平成15年度 574千円（補助率1/2）</p> <p>7. 推進体制 ①村岡町農業振興対策協議会 ②三者会</p>	対象地	対象面積	交付金額	田	2,275,236 m ²	47,412,238 円	畑	123,429 m ²	687,462 円	採草放牧地	381,393 m ²	374,513 円	計	2,780,058 m ²	48,474,213 円	<p>香住町</p> <p>1. 交付基準・要件等 中山間地域等直接支払香住町基本方針により指定された農地で、集落協定を締結した団体、認定農業者。</p> <p>2. 協定地区数及び団地数 9地区（20団地）</p> <p>3. 協定参加者 農業者 94人</p> <p>4. 交付対象地及び交付金額 (H15年度)</p> <table border="1" data-bbox="1476 802 2013 954"> <thead> <tr> <th>対象地</th> <th>対象面積</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>86,450 m²</td> <td>1,817,340 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>304,258 m²</td> <td>3,498,966 円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>0 m²</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>390,708 m²</td> <td>5,316,306 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 交付方法 各集落協定代表者の口座へ一括交付（毎年1月）</p> <p>6. 事業推進費 ○平成15年度 382千円（補助率1/2）</p> <p>7. 推進体制 ①香住町農業振興対策協議会</p>	対象地	対象面積	交付金額	田	86,450 m ²	1,817,340 円	畑	304,258 m ²	3,498,966 円	採草放牧地	0 m ²	0 円	計	390,708 m ²	5,316,306 円
対象地	対象面積	交付金額																																														
田	1,249,232 m ²	26,233,872 円																																														
畑	18,308 m ²	91,059 円																																														
採草放牧地	0 m ²	0 円																																														
計	1,267,540 m ²	26,324,931 円																																														
対象地	対象面積	交付金額																																														
田	2,275,236 m ²	47,412,238 円																																														
畑	123,429 m ²	687,462 円																																														
採草放牧地	381,393 m ²	374,513 円																																														
計	2,780,058 m ²	48,474,213 円																																														
対象地	対象面積	交付金額																																														
田	86,450 m ²	1,817,340 円																																														
畑	304,258 m ²	3,498,966 円																																														
採草放牧地	0 m ²	0 円																																														
計	390,708 m ²	5,316,306 円																																														

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目																								
<p>現況比較表</p> <p>棚田保全緊急対策事業</p>	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>1. 事業名 棚田保全推進活動助成（ソフト事業）</p> <p>2. 事業内容 保全すべき棚田を定めるガイドラインにて棚田保全地域の指定を受け、棚田保全計画書を作成し、適正な農業生産活動をするための5年間の推進活動経費</p> <p>3. 対象・助成事業費等 指定を棚田保全地域</p> <table border="1" data-bbox="315 624 875 743"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>指定地区数</th> <th>活動助成事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>18</td> <td>1地区100千円×18地区＝<u>1,800千円</u></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>1地区100千円×15地区＝<u>1,500千円</u></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>11</td> <td>1地区100千円×11地区＝<u>1,100千円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 補助率 県1／2、町1／2</p> <p>※棚田保全整備事業（ハード事業）は、平成14年度で終了</p>	年度	指定地区数	活動助成事業費	14	18	1地区100千円×18地区＝ <u>1,800千円</u>	15	15	1地区100千円×15地区＝ <u>1,500千円</u>	16	11	1地区100千円×11地区＝ <u>1,100千円</u>	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>1. 事業名 棚田保全推進活動助成（ソフト事業）</p> <p>2. 事業内容 保全すべき棚田を定めるガイドラインにて棚田保全地域の指定を受け、棚田保全計画書を作成し、適正な農業生産活動をするための5年間の推進活動経費</p> <p>3. 対象・助成事業費等 指定を棚田保全地域</p> <table border="1" data-bbox="891 624 1451 743"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>指定地区数</th> <th>活動助成事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>20</td> <td>1地区100千円×20地区＝<u>2,000千円</u></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>18</td> <td>1地区100千円×18地区＝<u>1,800千円</u></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>4</td> <td>1地区100千円×4地区＝<u>400千円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 補助率 県1／2、町1／2</p> <p>※棚田保全整備事業（ハード事業）は、平成14年度で終了</p>	年度	指定地区数	活動助成事業費	14	20	1地区100千円×20地区＝ <u>2,000千円</u>	15	18	1地区100千円×18地区＝ <u>1,800千円</u>	16	4	1地区100千円×4地区＝ <u>400千円</u>	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p>制度なし</p>
年度	指定地区数	活動助成事業費																									
14	18	1地区100千円×18地区＝ <u>1,800千円</u>																									
15	15	1地区100千円×15地区＝ <u>1,500千円</u>																									
16	11	1地区100千円×11地区＝ <u>1,100千円</u>																									
年度	指定地区数	活動助成事業費																									
14	20	1地区100千円×20地区＝ <u>2,000千円</u>																									
15	18	1地区100千円×18地区＝ <u>1,800千円</u>																									
16	4	1地区100千円×4地区＝ <u>400千円</u>																									

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
<p>利子補給制度</p>	<p>1. 農業近代化資金利子補給金 (1) 事業内容 国及び県の制度金融の一元的利用を促進し、農業者の資本装備の高度化と農業経営の近代化を図り、自立農業への促進に資するため利子補給を行う。 (2) 利子補給率 年 1.0% (3) 事業費(利子補給額) 平成14年度 9件 34千円 平成15年度 6件 18千円</p> <p>2. 豊かな村づくり資金利子補給金 (1) 事業内容 農産物の主産地の形成、高付加価値農業その他の需要の動向に即した生産性の高い農業の推進に必要な資金について利子補給を行う。 (2) 利子補給率 年 1.0%以内 (3) 事業費(利子補給額) 平成14年度 - 件 - 千円 平成15年度 - 件 - 千円</p> <p>3. 農業経営基盤強化資金利子補給金 制度なし</p>	<p>1. 農業振興資金利子補給金 (1) 事業内容 国及び県の制度金融の一元的利用を促進し、農業者の資本装備の高度化と農業経営の近代化を図り、自立農業への促進に資するため利子補給を行う。 (2) 利子補給率 年 1.0%〔畜産公害防止施設は1.5%〕 (3) 事業費(利子補給額) 平成14年度 9件 146千円 平成15年度 8件 119千円</p> <p>2. 豊かな村づくり資金利子補給金 制度なし（※農業振興資金利子補給制度に含む）</p> <p>3. 農業経営基盤強化資金利子補給金 (1) 事業内容 農業経営基盤強化資金を借入れた認定農業者に対し、利子補給金を交付することによって、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。 (2) 利子補給率 年 1.5% (3) 事業費(利子補給額) 平成14年度 - 件 - 千円 平成15年度 - 件 - 千円</p>	<p>1. 農業近代化資金利子補給金 制度なし</p> <p>2. 豊かな村づくり資金利子補給金 (1) 事業内容 農畜産物の主産地の形成、農業の担い手の確保、高付加価値型農業その他生産性の高い農業の推進、農業又は漁業に従事する者等の生活環境の改善及び都市と農山漁村との交流の促進に必要な資金について利子補給を行う。 (2) 利子補給率 年 1.0%以内 (3) 事業費(利子補給額) 平成14年度 1件 97千円 平成15年度 1件 87千円</p> <p>3. 農業経営基盤強化資金利子補給金 (1) 事業内容 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、農林漁業金融公庫資金を借入れ、町があらかじめ承認した農業者（認定農業者）に利子補給金の交付を行う。 (2) 利子補給率 年 1.0% (3) 事業費(利子補給額) 平成14年度 - 件 - 千円 平成15年度 - 件 - 千円</p>

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目																																																										
現況比較表 土地改良受益者負担	美方町 ■土地改良事業受益者負担割合について 1. 中山間地域総合整備事業 (1) 広域型 <table border="1" data-bbox="324 400 837 576"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業区分</th> <th>受益者分担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業生産基盤整備</td> <td>ほ場整備</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>農業用排水施設整備</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境基盤整備</td> <td>農業集落道整備</td> <td>おおむね2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成17年度事業終了</p> (2) 一般型 <table border="1" data-bbox="324 687 837 863"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業区分</th> <th>受益者分担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業生産基盤整備</td> <td>ほ場整備</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>農業用排水施設整備</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農村生活環境基盤整備</td> <td>農業集落道整備</td> <td>おおむね2.0%</td> </tr> <tr> <td>活性化施設整備</td> <td>30.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成15年度事業終了</p> 2. 団体営事業 <table border="1" data-bbox="324 1062 837 1238"> <thead> <tr> <th colspan="3">美方町営土地改良事業</th> </tr> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業区分</th> <th>受益者分担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業生産基盤整備等</td> <td>かんがい排水施設</td> <td rowspan="2">町営土地改良事業の施行に要する経費のうち県から交付を受ける補助金の額を除いたものを超えない範囲内で町長が定める。</td> </tr> <tr> <td>農業用道路</td> </tr> </tbody> </table>		事業種別	事業区分	受益者分担率	農業生産基盤整備	ほ場整備	5.0%	農業用排水施設整備	5.0%	農道整備	5.0%	農村生活環境基盤整備	農業集落道整備	おおむね2.0%	事業種別	事業区分	受益者分担率	農業生産基盤整備	ほ場整備	10.0%	農業用排水施設整備	10.0%	農道整備	10.0%	農村生活環境基盤整備	農業集落道整備	おおむね2.0%	活性化施設整備	30.0%	美方町営土地改良事業			事業種別	事業区分	受益者分担率	農業生産基盤整備等	かんがい排水施設	町営土地改良事業の施行に要する経費のうち県から交付を受ける補助金の額を除いたものを超えない範囲内で町長が定める。	農業用道路	村岡町 ■土地改良事業受益者負担割合について 1. 中山間地域総合整備事業 (1) 広域型 <table border="1" data-bbox="884 400 1397 632"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業区分</th> <th>受益者分担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農業生産基盤整備</td> <td>ほ場整備</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>農業用排水施設整備</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>農地開発</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農村生活環境基盤整備</td> <td>農業集落道整備</td> <td>2.5～5.0%</td> </tr> <tr> <td>農業用集落排水整備</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>集落防災施設整備</td> <td>15.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成17年度事業終了</p> (2) 一般型 制度なし	事業種別	事業区分	受益者分担率	農業生産基盤整備	ほ場整備	5.0%	農業用排水施設整備	5.0%	農道整備	5.0%	農地開発	5.0%	農村生活環境基盤整備	農業集落道整備	2.5～5.0%	農業用集落排水整備	15.0%	集落防災施設整備	15.0%	香住町 ■土地改良事業受益者負担割合について 1. 中山間地域総合整備事業 (1) 広域型 制度なし
	事業種別	事業区分	受益者分担率																																																										
	農業生産基盤整備	ほ場整備	5.0%																																																										
農業用排水施設整備		5.0%																																																											
農道整備		5.0%																																																											
農村生活環境基盤整備	農業集落道整備	おおむね2.0%																																																											
事業種別	事業区分	受益者分担率																																																											
農業生産基盤整備	ほ場整備	10.0%																																																											
	農業用排水施設整備	10.0%																																																											
	農道整備	10.0%																																																											
農村生活環境基盤整備	農業集落道整備	おおむね2.0%																																																											
	活性化施設整備	30.0%																																																											
美方町営土地改良事業																																																													
事業種別	事業区分	受益者分担率																																																											
農業生産基盤整備等	かんがい排水施設	町営土地改良事業の施行に要する経費のうち県から交付を受ける補助金の額を除いたものを超えない範囲内で町長が定める。																																																											
	農業用道路																																																												
事業種別	事業区分	受益者分担率																																																											
農業生産基盤整備	ほ場整備	5.0%																																																											
	農業用排水施設整備	5.0%																																																											
	農道整備	5.0%																																																											
	農地開発	5.0%																																																											
農村生活環境基盤整備	農業集落道整備	2.5～5.0%																																																											
	農業用集落排水整備	15.0%																																																											
	集落防災施設整備	15.0%																																																											
2. 団体営事業 <table border="1" data-bbox="884 1062 1397 1318"> <thead> <tr> <th colspan="3">村岡町営土地改良事業</th> </tr> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業区分</th> <th>受益者分担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農業生産基盤整備</td> <td>農道</td> <td rowspan="2">20%</td> </tr> <tr> <td>農道舗装</td> </tr> <tr> <td>老朽ため池</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水施設</td> <td rowspan="3">国県補助金を控除した金額を越えない範囲内で町長が定める。(従来から20%)</td> </tr> <tr> <td>農業用道路</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> </tr> </tbody> </table>		村岡町営土地改良事業			事業種別	事業区分	受益者分担率	農業生産基盤整備	農道	20%	農道舗装	老朽ため池	15%	かんがい排水施設	国県補助金を控除した金額を越えない範囲内で町長が定める。(従来から20%)	農業用道路	ほ場整備	2. 団体営事業 <table border="1" data-bbox="1444 1062 1957 1294"> <thead> <tr> <th colspan="3">香住町営土地改良事業</th> </tr> <tr> <th>事業区分</th> <th colspan="2">受益者分担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業土木</td> <td>国県補助等のあるもの</td> <td>①事業費×20% ②事業費－(国庫補助＋事業費×10%)＝残額 ①②いずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>補助等のないもの</td> <td>起債事業 事業費×20% 単独事業 事業費×30%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成19年度事業終了</p>	香住町営土地改良事業			事業区分	受益者分担率		農業土木	国県補助等のあるもの	①事業費×20% ②事業費－(国庫補助＋事業費×10%)＝残額 ①②いずれか低い額	補助等のないもの	起債事業 事業費×20% 単独事業 事業費×30%																																
村岡町営土地改良事業																																																													
事業種別	事業区分	受益者分担率																																																											
農業生産基盤整備	農道	20%																																																											
	農道舗装																																																												
	老朽ため池	15%																																																											
	かんがい排水施設	国県補助金を控除した金額を越えない範囲内で町長が定める。(従来から20%)																																																											
	農業用道路																																																												
ほ場整備																																																													
香住町営土地改良事業																																																													
事業区分	受益者分担率																																																												
農業土木	国県補助等のあるもの	①事業費×20% ②事業費－(国庫補助＋事業費×10%)＝残額 ①②いずれか低い額																																																											
	補助等のないもの	起債事業 事業費×20% 単独事業 事業費×30%																																																											

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表 町単独補助等	美方町		村岡町
	1. 美方町農林業基盤整備事業補助金		1. 農業振興対策事業補助金
	区分	要件等	補助率
	農道整備	受益面積概ね1ha以上 3名以上のグループ・団体	50%以内
	ほ場整備	受益面積概ね0.5ha以上 3名以上のグループ・団体	
	農道整備	受益面積概ね1ha以上 3名以上のグループ・団体	
	2. 美方町耕作放棄地等対策事業		55%以内
	区分	要件等	補助率
	農地区画整備	耕作放棄が予想される農地が、団地内に30%以上介在する概ね1ha以上の地域地区又は農業者等	70%～80%
	農道整備		50%以内
用水対策			
3. 美方町農道舗装整備事業		50%以内	
区分	要件等	補助率	
農道舗装	地形勾配が概ね6%以上 舗装に係る原材料費	90%以内	
2. 農業土木事業補助金		50%以内	
区分	要件等	補助率	
農道整備	土地改良区等 長さ50m以上	・国県補助を受けない事業 65%以内	
農道橋	土地改良区等	・国県補助あり農道以外 国県補助額を控除した額の	
かんがい排水路	土地改良区等 長さ50m以上	40%以内	
ほ場整備	土地改良区等 10a以上	・県営事業で採択された事業 国県の支出額を控除した額の 10%以内	
香住町		1. 生産基盤整備事業	
区分	要件等	補助率	
かんがい・排水施設整備	受益面積概ね0.5ha以上の農業用水路新設、改良及び機械設備とし、畑地灌漑にあつては固定設備に係るもの	60%	
農林道(橋梁を含む)整備	幅員2m以上(山間部にあつては1.5m)、橋梁のみにあつては幅員1.5m以上		
農用地整備(区画整備、農地造成)	受益面積が区画整備にあつては1団地概ね0.5ha以上2ha未満、農地造成にあつては5ha以上とする	80%	
農林道補修用原材料	農林道を補修するための生コンクリート、砕石等		
その他町長が認めるもの	町長が特に認めたもので、1件当たり事業費20万円以上のもの		

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目																																										
<p>現況比較表</p> <p>農地等災害復旧</p>	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>1. 国庫補助事業〔事業主体：町〕</p> <p>■農地災害復旧事業 採択要件 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="342 411 701 475"> <tr><td>国庫基本補助率</td><td>50%</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>50%以内</td></tr> </table> <p>■農業用施設災害復旧事業 採択要件 受益戸数2戸以上 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="342 563 701 627"> <tr><td>国庫基本補助率</td><td>65%</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>35%以内</td></tr> </table> <p>2. 町単独事業</p> <p>制度なし</p>	国庫基本補助率	50%	受益者負担率	50%以内	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	35%以内	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>1. 国庫補助事業〔事業主体：町〕</p> <p>■農地災害復旧事業 採択要件 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="922 411 1281 475"> <tr><td>国庫基本補助率</td><td>50%</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>50%以内</td></tr> </table> <p>■農業用施設災害復旧事業 採択要件 受益戸数2戸以上 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="922 563 1281 627"> <tr><td>国庫基本補助率</td><td>65%</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>35%以内</td></tr> </table> <p>2. 町単独事業</p> <p>制度なし</p>	国庫基本補助率	50%	受益者負担率	50%以内	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	35%以内	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p>1. 国庫補助事業〔事業主体：町〕</p> <p>■農地災害復旧事業 採択要件 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="1500 411 2007 475"> <tr><td>国庫基本補助率</td><td>50%</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>(補助残-起債充当額) × 10 / 10</td></tr> </table> <p>■農業用施設災害復旧事業 採択要件 受益戸数2戸以上 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="1500 563 2007 659"> <tr><td>国庫基本補助率</td><td>65%</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>(補助残-起債充当額) × 1 / 2</td></tr> <tr><td>町負担率</td><td>国庫基本補助率-受益者負担率</td></tr> </table> <p>2. 町単独事業</p> <p>(1) 町が事業主体となる場合</p> <p>■農地災害復旧事業 採択要件：国の補助事業に該当しないもの</p> <table border="1" data-bbox="1500 802 2007 866"> <tr><td>町負担率</td><td>事業費 × 2 / 10</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>事業費 × 8 / 10</td></tr> </table> <p>■農業用施設災害復旧事業 採択要件：国の補助事業に該当しないもの</p> <table border="1" data-bbox="1500 922 2007 986"> <tr><td>町負担率</td><td>事業費-受益者負担率</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>(事業費 × 0.30) × 1 / 2</td></tr> </table> <p>(2) 受益者（地元）が事業主体となる場合</p> <p>■農地災害復旧事業 補助事業以外のもの なお、30万円未満の補助対象外事業で、受益者が事業主体となる場合は、復旧に要した機械借上料金（オペレーターの人件費を含む）に対し補助する。</p> <table border="1" data-bbox="1500 1193 2007 1257"> <tr><td>町補助率</td><td>機械借上料 × 8 / 10</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>機械借上料 × 2 / 10</td></tr> </table> <p>■農業用施設災害復旧事業 採択の要件については上に同じ</p> <table border="1" data-bbox="1500 1313 2007 1377"> <tr><td>町補助率</td><td>機械借上料 × 2 / 10</td></tr> <tr><td>受益者負担率</td><td>機械借上料 × 8 / 10</td></tr> </table>	国庫基本補助率	50%	受益者負担率	(補助残-起債充当額) × 10 / 10	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	(補助残-起債充当額) × 1 / 2	町負担率	国庫基本補助率-受益者負担率	町負担率	事業費 × 2 / 10	受益者負担率	事業費 × 8 / 10	町負担率	事業費-受益者負担率	受益者負担率	(事業費 × 0.30) × 1 / 2	町補助率	機械借上料 × 8 / 10	受益者負担率	機械借上料 × 2 / 10	町補助率	機械借上料 × 2 / 10	受益者負担率	機械借上料 × 8 / 10
国庫基本補助率	50%																																												
受益者負担率	50%以内																																												
国庫基本補助率	65%																																												
受益者負担率	35%以内																																												
国庫基本補助率	50%																																												
受益者負担率	50%以内																																												
国庫基本補助率	65%																																												
受益者負担率	35%以内																																												
国庫基本補助率	50%																																												
受益者負担率	(補助残-起債充当額) × 10 / 10																																												
国庫基本補助率	65%																																												
受益者負担率	(補助残-起債充当額) × 1 / 2																																												
町負担率	国庫基本補助率-受益者負担率																																												
町負担率	事業費 × 2 / 10																																												
受益者負担率	事業費 × 8 / 10																																												
町負担率	事業費-受益者負担率																																												
受益者負担率	(事業費 × 0.30) × 1 / 2																																												
町補助率	機械借上料 × 8 / 10																																												
受益者負担率	機械借上料 × 2 / 10																																												
町補助率	機械借上料 × 2 / 10																																												
受益者負担率	機械借上料 × 8 / 10																																												

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
畜産振興対策	<p>1. 優良雌牛保留促進事業</p> <p>(1) 事業内容 優良雌牛の町内確保のため、優良雌牛導入、優良雌牛の保留をするため、農業協同組合長の推薦する者に対して補助金を支給する。</p> <p>(2) 補助率等 優良牛 200千円/頭</p> <p>(3) 補助金額 平成15年度 対象牛16頭、3,200千円</p> <p>2. 町有肉用雌牛貸付事業</p> <p>(1) 事業内容 畜産農家の増頭を支援するため、町有牛の貸出しを行う。</p> <p>(2) 事業費 特になし</p> <p>(3) 事業規模 町有雌牛5頭、利用農家1戸</p> <p>(4) その他 JA評価額により貸付、3年間で返済（残は町負担）</p> <p>(5) 利息 無利子</p> <p>3. 畜産経営安定貸付事業</p> <p>(1) 事業内容 畜産経営安定基金を設け、畜産経営の安定のため資金の貸出しを行う。</p> <p>(2) 事業費 基金保有額 30,000千円</p> <p>(3) 利用状況 5農家、4,580千円</p> <p>(4) その他 貸付限度額 200千円/頭（1農家2,000千円限度） 5年間元利均等償還</p> <p>(5) 利息 借入した時の普通預金利息相当分</p>	<p>1. 優良雌牛保留促進事業</p> <p>(1) 事業内容 美方郡内産雌子牛の導入又は自家保留牛であって農業協同組合長の推薦する者に対して補助金を交付する。</p> <p>(2) 補助率等 導入牛又は自家保留牛 定額30千円/頭 斡旋会購入牛 定額70千円/頭</p> <p>(3) 補助金額 平成15年度 対象牛45頭、1,350千円</p> <p>2. 町有肉用雌牛貸付事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>①肉用雌牛の育種改良の推進及び農家経営の安定を図る。 ②基金総額 100,000千円（H13年度より） ③貸付頭数 40頭以内/年度 ④貸付限度額 800千円/頭（1農家16,000千円限度） ⑤借入れた日から4年後に1/3、5年後に1/3、6年後に1/3を町に返済 ⑥貸付年月日 毎年12月26日 ⑦基金貸付状況（平成15年12月末） 17農家、148頭、84,480千円 ⑧利息 無利子</p> <p>3. 畜産経営安定貸付事業 制度なし</p>	<p>1. 優良雌牛保留促進事業 制度なし</p> <p>2. 町有肉用雌牛貸付事業 制度なし</p> <p>3. 畜産経営安定貸付事業 制度なし</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
畜産振興対策	<p>4. 不妊牛見舞金 (1)事業内容 経産牛の不妊に対し見舞金を支給する (2)補助率等 1頭あたり20,000円 (3)補助金額 平成15年度 15頭、300千円を支給</p> <p>5. 雌牛肥育事業 (1)事業内容 繁殖雌牛のうち、生産性の低い繁殖牛等を肉用肥育し出荷されたものに奨励金を支給する (2)補助率等 肥育開始月齢 60ヵ月まで50,000円/頭 96ヵ月まで40,000円/頭 144ヵ月まで35,000円/頭 144ヵ月以上30,000円/頭 (3)補助金額 平成15年度 2頭 60千円</p> <p>6. 和牛飼育預託事業 (1)事業内容 病気、その他の理由により短期間和牛飼育を他の農家に預託された方に対し、預託費用の一部を支給する。 (2)補助率等 親牛800円/日 子牛300円/日 運送2,000円/頭 (3)補助金額 平成15年度 1戸(親1頭、子1頭) 14千円 ※補助基準により算定した額×1/2</p>	<p>4. 不妊牛見舞金 制度なし</p> <p>5. 雌牛肥育事業 制度なし</p> <p>6. 和牛飼育預託事業 制度なし</p>	<p>4. 不妊牛見舞金 制度なし</p> <p>5. 雌牛肥育事業 制度なし</p> <p>6. 和牛飼育預託事業 制度なし</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
畜産振興対策 （ハード分）	<p>7. 畜舎周辺環境改善対策事業</p> <p>(1) 事業内容 畜舎周辺をコンクリート舗装し環境改善を行った方に対し、原材料費の一部を補助する。</p> <p>(2) 補助率等 コンクリート舗装原材料費の90%以内</p> <p>(3) 補助金額 平成15年度 ー 件、 ー 千円</p> <p>8. 増頭対策施設整備事業</p> <p>(1) 事業内容 5頭以上の飼育牛舎、堆肥舎等関係施設の施設整備を行った方に対し、施設整備費用の一部を補助する。</p> <p>(2) 補助率等 施設整備費用の50%以内</p> <p>(3) 補助金額 平成15年度 2件、872千円</p>	<p>7. 畜舎周辺環境改善対策事業</p> <p>制度なし</p> <p>8. 肉用牛飼養管理施設設置事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>① 20頭以上又は3年以内に20頭以上飼養しようとする方が、牛舎を建築する場合、経費の一部を補助する。</p> <p>② 10頭以上又は3年以内に10頭以上飼養しようとする方が、牛舎を建築する場合、経費の一部を補助する。</p> <p>③ 5頭以上又は3年以内に5頭以上飼養しようとする方が、牛舎を建築する場合、経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 補助率等</p> <p>① 牛舎の建築に要する経費の1/3以内又は300万円のいずれか低い額</p> <p>② 牛舎の建築に要する経費の1/3以内又は150万円のいずれか低い額</p> <p>③ 牛舎の建築に要する経費の1/3以内又は70万円のいずれか低い額</p> <p>(3) 補助金額 平成15年度 1件、1,500千円</p>	<p>7. 畜舎周辺環境改善対策事業</p> <p>制度なし</p> <p>8. 増頭対策施設整備事業(肉用牛飼養管理施設設置事業)</p> <p>制度なし</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
<p>畜産振興対策 (ハード分)</p>	<p>9. 肉用牛ふん尿共同処理施設設置事業 制度なし</p> <p>10. 草地整備及び共同利用放牧場整備事業 制度なし</p>	<p>9. 肉用牛ふん尿共同処理施設設置事業</p> <p>(1)事業内容 ①堆肥舎、堆肥盤の設置に要する経費の一部を補助する。 ②機械器具類の導入に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2)補助率等 ①堆肥舎、堆肥盤の設置に要する経費の1/3以内又は90万円のいずれか低い額 ②機械器具類の導入に要する経費の1/3以内又は90万円のいずれか低い額</p> <p>(3)補助金額 平成15年度 1件、384千円</p> <p>10. 草地整備及び共同利用放牧場整備事業</p> <p>(1)事業内容 ①草地又は飼料畑の造成整備に要する経費の一部を補助する。 ②放牧場の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2)補助率等 ①草地又は飼料畑の造成整備に要する経費の1/3以内 ②放牧場の整備に要する経費の1/3以内</p> <p>(3)補助金額 平成15年度 - 件、 - 千円</p>	<p>9. 肉用牛ふん尿共同処理施設設置事業 制度なし</p> <p>10. 草地整備及び共同利用放牧場整備事業 制度なし</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
畜産振興利子補給制度	<p>1. 子牛代金前払制度利子補給金</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>① 子牛が生まれてから販売までの期間、営農資金を借りた農家の借入金の利子補給</p> <p>② J A たじまが行う子牛前払代金の利子補給</p> <p>(2) 利子補給率</p> <p>150千円/頭の借入金利子に対し、30%を利子補給</p> <p>(3) 事業費(利子補給額)</p> <p>平成14年度 109件 57千円</p> <p>平成15年度 107件 50千円</p> <p>2. 子牛導入資金利子補給金</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>自家保留の子牛で営農資金を利用された農家に対し、借入利子の一部を負担</p> <p>(2) 利子補給率</p> <p>借入利率の2%を利子補給</p> <p>(3) 事業費(利子補給額)</p> <p>平成14年度 ー 件 ー 千円</p> <p>平成15年度 ー 件 ー 千円</p>	<p>1. 子牛代金前払制度利子補給金</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>① 子牛が生まれてから販売までの期間、営農資金を借りた農家の借入金の利子補給</p> <p>② J A たじまが行う子牛前払代金の利子補給</p> <p>(2) 利子補給率</p> <p>150千円/頭の借入金利子に対し、30%を利子補給</p> <p>(3) 事業費(利子補給額)</p> <p>平成14年度 256頭 206千円</p> <p>平成15年度 264頭 115千円</p> <p>2. 肉用牛振興対策利子補給金</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>振興対策牛の導入経費に対する利子補給</p> <p>(2) 利子補給率</p> <p>6年間の資金利息金額</p> <p>(3) 事業費(利子補給額)</p> <p>平成14年度 32件 546千円</p> <p>平成15年度 23件 353千円</p>	<p>1. 子牛代金前払制度利子補給金</p> <p>制度なし</p> <p>2. 子牛導入資金利子補給金(肉用牛振興対策利子補給金)</p> <p>制度なし</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
<p>現況比較表</p> <p>水産振興等</p>	<p>美方町</p> <p>1. 種苗放流事業(河川)</p> <p>(1) 事業内容 矢田川流域の活性化、河川環境保護を目的に矢田川漁業協同組合と連携し、アユ等の放流を行うことに 対し、町が費用の一部を助成する。</p> <p>(2) 補助金額 平成15年度 1,560千円</p> <p>2. すっぱん養殖及びチョウザメ試験飼育事業</p> <p>(1) 事業内容 すっぱん養殖及びチョウザメ試験飼育を行い地域産業 の振興を図る。(委託事業) 場所は、美方町内水面漁業蓄養殖施設(953.9㎡) を利用する。</p> <p>(2) 委託料 平成15年度 1,620千円</p>	<p>村岡町</p> <p>1. 種苗放流事業(河川)</p> <p>(1) 事業内容 矢田川流域の活性化、河川環境保護を目的に矢田川 漁業協同組合と連携し、アユ等の放流を行うことに 対し、町が費用の一部を助成する。</p> <p>(2) 補助金額 平成15年度 2,700千円</p>	<p>香住町</p> <p>1. 種苗放流事業(河川)</p> <p>(1) 事業内容 矢田川流域の活性化、河川環境保護を目的に矢田川 漁業協同組合と連携し、アユ等の放流を行うことに 対し、町が費用の一部を助成する。</p> <p>(2) 補助金額 平成15年度 400千円</p> <p>2. 種苗放流事業(海)</p> <p>(1) 事業内容 ①アワビ、サザエ等の種苗放流に対しての補助を行う。 ②ヒラメ種苗の自然への適応能力をより高めることを目 的とした技術開発を目指した事業に対し補助を行う。</p> <p>(2) 補助率等 ①に対するもの 種苗代1/2、運営費4/10 ②に対するもの 1/2</p> <p>(3) 補助金額 平成15年度 674千円</p> <p>3. 並型魚礁設置事業</p> <p>(1) 事業内容 タイ類、ブリ類、白イカ等のい集、発生及び育成を効 率的に行うため、コンクリートブロック等耐久性構造物 を海中に設置し、漁礁漁場を人工的に造成して生産性を 高め、漁船漁業の生産性の増大を図る。</p> <p>(2) 補助率等 事業費に対し、国1/2、県1/3、町1/6</p> <p>4. みなとまち水産加工振興事業</p> <p>(1) 事業内容 ①魚食普及事業 魚の消費拡大を目指し、小中学校の給食に地元水産 物を提供 ②水産物PRイベント</p> <p>(2) 補助率等 平成15年度 3,066千円</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
現況比較表 水産振興等	美方町	村岡町	香住町
			<p>5. ひょうご漁業まつり支援事業 (1)事業内容 かに感謝祭事業補助 (2)補助率等 平成15年度 1, 215千円</p> <p>6. 水産加工業経営安定事業 (1)事業内容 水を大量に使用する水産加工業において、その経営の安定のため節水機器を導入した場合に助成する。 (2)補助率等 補助率1/10〔機器の上限 4, 000千円〕 (3)補助金額 平成15年度 1, 600千円</p> <p>7. 魚類残さい等処理調査研究事業 (1)事業内容 魚類残さい処理施設による副産物(肥料)が販路に乗るまでの間の差額助成を行う。 (2)補助金額 平成15年度 267千円</p> <p>8. 漁獲共済加入促進事業 (1)事業内容 漁業経営の負担を軽減することを目的に、漁獲共済加入に際し、掛金の一部を補助する。 (2)補助率等 漁獲共済加入掛金のうち、附加掛金の20%以内</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い		協議細目
<p>現況比較表</p> <p>水産振興利子補給制度</p>	<p>美方町</p>	<p>村岡町</p>	<p>香住町</p> <p>1. 漁船建造等利子補給金</p> <p>(1)事業内容 漁業者が漁船の新建造及び中古船の購入時に漁業近代化資金を借入れた場合において、利子補給を行うことにより漁業者の資本装備の高度化と経営の近代化を図る。</p> <p>(2)利子補給率 1%以内かつ融資利率の1/2以内(補給期間7年)</p> <p>(3)事業費(利子補給額) 平成14年度15件 2,903千円 平成15年度16件 3,098千円</p> <p>2. 水産加工施設改良等資金利子補給金</p> <p>(1)事業内容 水産加工業者が水産加工場の下水道加入に伴う改修に漁業近代化資金を借入れた場合において、利子補給を行うことにより、水産加工業者の資本装備の高度化と経営の近代化を図る。</p> <p>(2)利子補給率 1%以内かつ融資利率の1/2以内(補給期間7年)</p> <p>(3)事業費(利子補給額) 平成14年度 ー 件 ー 千円 平成15年度 ー 件 ー 千円</p> <p>3. 水産加工業振興資金利子補給金</p> <p>(1)事業内容 水産加工業者の経営安定のため、金融機関が貸し付ける資金(加工用原材料の購入)について利子補給を行う。</p> <p>(2)利子補給率 0.4%(貸付限度額10,000千円)</p> <p>(3)事業費(利子補給額) 平成14年度 ー 件 ー 千円 平成15年度 3件 40千円</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業（その1）の取扱い			協議細目		
現況比較表 各種証明手 数料	美方町		村岡町		香住町	
	1. 農林水産関係各種証明手数料					
	項 目			手数料		
	区分	手数料の種類	単位	美方町	村岡町	香住町
漂流物等保管	漂流物、沈没品保管証明	1 件(枚)	200円	200円	250円	
非農地証明	非農地証明	1 件(枚)	200円	200円	250円	
非農地証明	非農地証明以外の農事に関する証明	1 件(枚)	200円	200円	250円	

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目
先進事例	養父市	<p>1. 農林水産関係事務事業の取扱い</p> <p>(1) 各事業に係る分担金については、新たな制度を設ける。ただし継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。災害復旧事業については、八鹿町・関宮町の例により新たな制度を設ける。</p> <p>(2) 農業近代化資金貸付利子補給制度については、新たな制度を設ける。</p> <p>(3) 家畜防疫事業補助制度は、八鹿町及び関宮町の例による。</p> <p>(4) 肉用牛導入事業補助については、養父町・大屋町の例により、補助額は1頭200千円を限度とし、頭数については30頭以内とする新たな制度を設ける。</p> <p>(5) 畜産関係町単利子補給制度については、現行の制度は廃止し、畜産環境保全の推進を目的とする総合的な制度を設ける。</p> <p>(6) 畜産奨励事業については、関係団体と協議の上、合併時に新たな制度を設ける。</p> <p>(7) 生産調整実施方法については、新制度により合併までに実施方法を調整し、新市へ引き継ぐ。</p> <p>(8) 生産調整に対する、町単独助成制度については、合併時に廃止する。</p> <p>(9) 特産物振興等に関する助成事業については、従来の経緯と地域特性を踏まえて調整し合併時に新たな制度を設ける。</p>
	朝来市	<p>1. 中山間地域等直接支払事業</p> <p>(1) 中山間地域等直接支払事業については、新市においても引き続き実施する。基準検討会は、新市において新たに設置する。</p> <p>2. 農地・農業用施設災害復旧事業、水路等防災緊急対策事業</p> <p>(1) 災害復旧事業については、合併時に山東町の制度を基に調整する。</p> <p>(2) 水路等防災緊急対策事業については、上記の制度において調整するため、合併時に廃止する。</p> <p>3. 水田農業経営確立対策事業</p> <p>(1) 水田農業経営確立対策推進助成事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4. 農業制度資金利子補給費補助</p> <p>(1) 町単独補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>5. 農業活性化対策町単独事業</p> <p>(1) 町単独補助事業については、合併時までに調整する。</p> <p>6. 土地改良事業</p> <p>(1) 継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。受益者負担については、事業採択時に新市において調整する。ただし、継続事業については、現行の負担率のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>7. 漁業協同組合に関すること</p> <p>(1) 放流用稚魚代の補助については、合併時までに調整する。</p>

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目	
先進事例	京丹後市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産調整対策については、国の米政策の動向を踏まえ、新たに調整する。 (2) 農業経営基盤強化資金利子助成については、峰山町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。 (3) 天災による被害農業者に対する経営資金等に係る利子補給については、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。 2. 水産業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 栽培漁業推進事業については、制度を統一し、実施する。 3. 農林水産業における受益者分担金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 合併時に一旦廃止し、新市に移行後、調整する。分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国及び府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の度合いに応じ、新市において定める。継続事業については、現行の負担率とする。 	
	豊岡市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産関係事務事業の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) ほ場整備・農道整備・農道舗装補助事業に係る受益者負担率は、現行市町の平均的水準を目安に、新市において調整する。 (2) 単独事業は、新市において新たな制度を設ける。 (3) 農地農業用施設・林業施設災害復旧事業に係る受益者負担率は、新市負担額の2分の1相当額とする。ただし、新市管理の農道・林道は除く。 	

協議第50号

総務関係事務事業の取扱い（その2）について

総務関係事務事業の取扱い（その2）について提出する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12) ②	各種事務事業の取扱い 総務関係事務事業の取扱い
<p>1. 第三セクターに関すること 第三セクターは、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 手数料に関すること 認可地縁団体告示事項証明手数料、認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料及びその他諸証明手数料は、250円とする。</p> <p>3. 姉妹都市交流及び地域間交流に関すること 姉妹都市交流及び地域間交流は、存続の方向で、合併時までに相手方の意向を確認して調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	総務関係事務事業の取扱い（その2）		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
第三セクター	株式会社美方町和牛振興公社 美方町貫田牛舎 出資額 40,000千円 出資比率 51%	株式会社むらおか振興公社 但馬高原植物園 村岡ファームガーデン 出資額 20,400千円 出資比率 51%	株式会社 香住町観光公社 国民宿舎ファミリーイン今子浦の運営管理 今子浦運動場(テニスコート)の維持管理 出資額 8,750千円 出資比率 38% 矢田川開発株式会社 かすみ・矢田川温泉 出資額 5,000千円 出資比率 25%
地縁団体手数料	該当なし	該当なし	認可地縁団体告示事項証明手数料 250円 認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料 250円
その他手数料	その他諸証明手数料 200円	その他諸証明手数料 200円	その他諸証明手数料 250円

参 考 資 料

協議項目	総務関係事務事業の取扱い（その2）		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
姉妹都市交流	該当なし	<p>1 大阪府門真市との姉妹都市交流 昭和50年3月 姉妹都市提携調印 (1)交流の拠点 ロッジかどま(宿泊施設) (2)交流活動 各種イベントへの相互参加 ふる里門真まつり、村岡ふる里祭り、農業まつり、特産品出店 ほか 各種団体、住民交流 自治会、婦人会、子ども会 ほか 新たな交流の場づくり 「21世紀門真市民の森」造成中 その他 市内小学校へ雪のプレゼント、山菜採りバスツアーの実施 ほか</p>	該当なし
地域間交流	<p>1 因但県境自治体会議(コリドー21) (1)目的 因幡と但馬の県境地域に接するそれぞれの町が、行政、文化、経済等の連絡調整を行い、各町の発展と県境地域の振興を図る。 (2)設立時期 平成8年5月8日 (3)構成町 (兵庫県)村岡町・浜坂町・美方町・温泉町 (鳥取県)岩美町・国府町・八東町・若桜町 (4)会議員 8町の町長、議長 16名 (5)事業内容 サミット事業、町職員政策交流事業、若者交流事業、子どもスポーツ交流事業、交通アクセス対策事業、調査研究事業、広報活動事業など (6)負担金 平成15年度 542千円</p> <p>2 氷ノ山国境協議会 (1)目的 国道482号の改良促進と交流の推進。 (2)構成町 美方町・鳥取県若桜町 (3)事業内容 議会と執行部による国道482号の改良促進と町民を含めた交流事業の実施 (4)負担金 平成15年度 180千円</p> <p>3 尼崎市との交流 尼崎市民まつり、あいあい市等イベントへ特産品を出品するなどイベントに参加しており、七夕の笹や雪のプレゼントも行っている。また、尼崎市美方高原自然の家「とちの木村」が新屋地区に建設されており、小学生が自然教室に訪れている。</p> <p>4 大阪府泉北郡忠岡町との交流 美方町に忠岡町立の宿泊施設「ミカタヒルズ忠岡」が建設された(現在は民間に売却)のを契機に両町の交流が進み、現在も忠岡町商工カーニバルに参加している。</p> <p>5 青森県東通村との交流 平成5年度から美方町の牛を東通村が導入したのをきっかけに、平成7年度から但馬牛農家女性交流会を中心に、両町の交流を進めている。</p>	<p>1 因但県境自治体会議(コリドー21) (1)目的 因幡と但馬の県境地域に接するそれぞれの町が、行政、文化、経済等の連絡調整を行い、各町の発展と県境地域の振興を図る。 (2)設立時期 平成8年5月8日 (3)構成町 (兵庫県)村岡町・浜坂町・美方町・温泉町 (鳥取県)岩美町・国府町・八東町・若桜町 (4)会議員 8町の町長、議長 16名 (5)事業内容 サミット事業、町職員政策交流事業、若者交流事業、子どもスポーツ交流事業、交通アクセス対策事業、調査研究事業、広報活動事業など (6)負担金 平成15年度 908千円</p>	<p>1 兵庫5カ国交流会議 (1)目的 兵庫県旧5カ国(揖津・播磨・丹波・但馬・淡路)各市町が町おこし事業を推進し、観光・物産及び地域伝統芸能等の紹介などによる相互交流及び共同事業を通じて友好を深め、各地域の振興を図る。 (2)構成市町 猪名川町、播磨町、篠山市、香住町、津名町 (3)事業内容 ふるさと産品交流事業、交流ゲートボール大会、イベント交流、災害時相互支援事業 (4)負担金 平成15年度 50千円</p>

参 考 資 料

協議項目	総務関係事務事業の取扱い（その2）		協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容		
	朝来市	<p>1. 国際交流、姉妹・友好都市関係</p> <p>(1) 姉妹都市・友好関係にある都市については、合併時に存続の方向で、相手方の意向を確認する。</p> <p>(2) 姉妹校・友好関係にある学校については、合併時に存続の方向で、相手校の意向を確認する。</p> <p>(3) 交流協会については、4町の交流協会と協議のうえ、合併後速やかに組織の統一に向け調整する。 補助金については、組織の再編に併せ調整する。</p> <p>(4) 国際子どもサミットについては、合併時に和田山町の制度を基に調整する。</p> <p>2. その他交流事業に関すること</p> <p>(1) 交流事業の推進については、現行のまま新市に引き継ぐ。 補助金については、合併時まで調整する。</p>		
	豊岡市	<p>1. 国際交流先は、新市に引き継ぎ、具体的な交流のあり方は、新市において検討する。</p> <p>2. 国際交流関連団体への行政の関与等は、新市において検討する。</p> <p>3. 国内交流先は、新市に引き継ぎ、具体的な交流のあり方は、新市において検討する。</p> <p>第三セクターは、合併の日の前日における出資及び支援等を新市に引き継ぐ。</p>		
京丹後市	<p>大宮町（三重県大宮町との同名町交流）、丹後町（摂津市（大阪市）との交流、全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議）及び弥栄町（国道も鉄道もない市町村全国連絡会議）が実施している地域間交流は、合併時まで相手方の意向を確認して調整を図る。</p>			

協議第51号

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算
(第1号) について

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算(第1号)に
ついて協議する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算(第1号)に
ついて

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算(第1号)を別紙
のとおり調製したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程第4条第
2項に基づき提案する。

平成 年 月 日確認・継続協議

平成16年度

美方町・村岡町・香住町合併協議会

補正予算書(第1号)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

平成16年度 美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算(第1号)

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,480千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年7月14 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会会長 岩 槻 健

歳入歳出予算補正

第1表

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.繰越金		1,000	678	1,678
	1.繰越金	1,000	678	1,678
歳 入 合 計		17,802	678	18,480

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.協議会費		17,702	678	18,380
	1.協議会費	17,702	678	18,380
歳 出 合 計		17,802	678	18,480

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 繰越金	1,000	678	1,678
歳入合計	17,802	678	18,480

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 協議会費	17,702	678	18,380				678
歳出合計	17,802	678	18,480				678

2.歳入

第2款 繰越金

(単位:千円)

項目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1.繰越金	1,000	678	1,678		678	
1.繰越金	1,000	678	1,678	1.前年度繰越金	678	前年度繰越金
計	1,000	678	1,678			

3.歳出

第1款 協議会費

(単位:千円)

項目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1. 協議会費	17,702	678	18,380				678			
1. 協議会費	17,702	678	18,380				678	1報酬	144	協議会委員報酬 144
								9旅費	214	普通旅費 206 費用弁償 8
								11需用費	103	印刷製本費 103
								12役務費	5	洗濯代 5
								14使用料 及び賃借料	212	電気複写機等使用料 202 有料道路通行料 10
計	17,702	678	18,380				678			

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町名称の選定について協議する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	1-(3)	新町の名称
新町名称応募結果に基づいて新町にふさわしい名称を選ぶため、第二次選定を行うこととする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

新町名称候補の第二次選定について

1. 第一次選定結果（平成16年4月28日に300作品の中から10作品を選定）

一覧表No.	名称表記	よみ
36	香住町	かすみ
45	かにカニ町	かにかに
50	香美町	かみ
183	美香町	みか
191	美方町	みかた
199	美香村町	みかむら
213	美郷町	みさと
247	村岡町	むらおか
251	村香美町	むらかみ
263	矢田川町	やだがわ

2. 第二次選定における確認事項について

(1) 投票の方法

- ① 第一次選定10作品の中から各委員が2作品以内を投票し、集計の上、上位5作品を選定する。
- ② 投票は、「表記」と「よみ」をセットで投票する。
- ③ 投票は無記名とする。
- ④ 第1候補に記載された作品は2点、第2候補に記載された作品は1点として集計する。
- ⑤ 集計の結果、第5作品前後の作品が同点となり複数となった場合は、その作品の中から各委員が1作品を投票する決選投票を行い、上位の作品から第2次選定に加えていくものとする。決選投票は第5位が確定するまで行う。

(2) 立会人の選出

議長が各町1名ずつ立会人を指名する。

(3) 投票

- ① 投票用紙配布
- ② 記入
- ③ 投票（議長が一人ずつ委員氏名を読み上げ、順次投票する。）

(4) 結果の発表

上位5作品を50音順に発表する。

第一次選定10作品の意味又は理由について(抜粋)

名称表記	名称読み	名称の意味又は理由
香住町	かすみ	<p>産業振興を図るための対外的知名度の観点から 香住町の主要産業は、松葉がに、魚、水産加工食品を中心に「カニの町・香住」、「香住の魚・水産加工食品」は、京阪神の中央市場などで高く評価され、多くの地方で香住の名が浸透している。</p> <p>「カニスキ民宿発祥の地・香住」、「カニスキ民宿の町・香住」として京阪神はじめ、多方面から観光客が訪れ、観光面における香住の知名度は高い。さらに、山陰海岸国立公園のほぼ中央に位置する香住町は、海の町として夏は海水浴客も多く訪れている。</p> <p>二十世紀梨を中心に「香住の梨」は、昭和4年以降の歴史があり、兵庫県下でも有数の販売実績を誇りその知名度は高い。</p> <p>美しい香り住む町、きれいな町名です。</p> <p>3町の中で特に香住の地名は歴史的にも古く、又、産業的においてもカニ、観光面の心拳寺、海岸美等大きく知れ渡っています。新町名も一つの方法だと思いますが、せっかくある町名をより以上大事にし、残すことも必要だと思います。</p> <p>郡名に「美方」を残すことを条件とする。合併しても「町」のままの場合、一番大きな町名を使用することは止むを得ないのではないかと。</p> <p>妥協の産物の町名ではなく、現名で素晴らしい名前があるのだから、是非それを使うべきと思う。郡名はやはり、今の美方郡であることから考えれば町名は香住町しかない。</p> <p>観光業を営む者にとって「香住」というネームバリューが必要不可欠なものです。(「城崎」も同じです。)</p>
かにカニ町 香美町	かにかに かみ	<p>地域の特産を表す名称。</p> <p>香住の「香」と美方の「美」、香り漂う美しい町でありたいものです。</p> <p>香住町の(香)、村岡・美方町は昔、七美郡の(美)を。多可郡加美町があるが、合併でなくなる。</p> <p>海の香りと自然の山の美しさ。</p> <p>よい香りのする美しいきれいな町を意味。神(かみ)も意味する町。</p> <p>矢田川に沿って合併しようとしている両町の一字を大切に。</p>
美香町	みか	<p>美方郡の「美」、香住町の「香」をとり、香り漂う美しい町をイメージした。</p> <p>この町が、「住む穴」訪れる穴に比べて「美しい香りの憩いの空間であるように。また、ここに住む人も「美しく香る」人でありたいと願って。</p> <p>村岡・美方町は山や川が美しい。香住町は海の香りがする。</p> <p>美は美方町でなく、昔、こちらを七美郡といい、村岡に郡役所があったこと、峠越えをすれば二方といった時代の美です。</p>
美方町	みかた	<p>美しい名称 観光にもPRできる 役場を香住とした場合の美方町、村岡町の感情がやわらかく、但馬牛のPRともなる。</p> <p>美方郡の名称の中心、3町合併で人口の少ない町名を残すことで美方町をたてる。「美方広域」として使われてきた。</p> <p>とても綺麗な響きと愛着のある名前だからです。</p> <p>美方郡の美方をとる。昔ながらの郡名をいつまでも残したい。3町が一つになるとよりいっそう、栄え発展し、美しい町となるのでは。</p> <p>明治29年七美(味)郡、二方郡民が思いを一つにして美方郡が生まれ、以来、但馬(美方)杜氏、但馬(美方)牛、幾多の名声を轟かせて現在に至った。美方の歴史、ふるさとを後世に残していただきたいの一念から。また、遠からずおきと思われる美方郡西部との合併を念願に、この際ぜひ美方町(市)と念願し応募させていただきます。</p> <p>山と海に囲まれた美しい町をイメージしました。</p> <p>三町が美しい町として栄え、発展していくため残しておきたい。文化と歴史をもつ町としてすばらしいと思う。</p>
美香村町	みかむら	<p>3町の頭文字を並べました。美しい香り立つ村(町)をイメージしました。美しい大自然を、海の潮風、壮大な海原、たくましい大地の町。</p> <p>美しく香りの村づくりの町。</p> <p>三つの町名が入って、新しい町をスタートさせるにはいいのではと思います。仲良く共に美しい山、美しい海を大切にしたいから。</p>
美郷町	みさと	<p>美は(三町)を意味し、郷は(山、海、湯)のあるところを意味する。</p> <p>美しいふるさとのイメージです。(里)でも良いと思います。海、山とも美しいまま残してほしいです。</p> <p>美方郡の二つの町と、かつて美含郡と呼ばれていた香住町がひとつになり、訪れた都会の人々が故郷に戻ってきたような気持ちになれる。自然も人の心も美しい郷の町になれば、そんな願いを込めて美郷町と名づけました。</p>

村岡町	むらおか	<p>近代行政地名で村岡の地名が歴史の上から無くなったことはない。美方郡の行政順位を見てもわかるように、藩(村岡県)のあったところが一番である。人口でものこを考へるべきではない。</p> <p>歴史と重みを感じる。</p> <p>自治体の名称は切ったり、貼ったり組み合わせで決めるべきではない。江戸自体なら当然。又、今でもこの地域の名称は「村岡」でしかない。村岡藩以来郡政の中心であり「村岡」のみが歴史的に途切れることなく続いてきた。地域を包括する名称である。</p>
村香美町	むらかみ	<p>今回、合併する3町の頭文字を取ったもので、地理的にも語呂的にもわかりやすく、言いやすいと思う。</p> <p>それぞれ自分の故郷を忘れないで一生を過ごして行きたいと思います。合併を記念した名称。</p> <p>村岡の村、香住の香、美方の美、順次は呼びやすい。城下町村岡、スキーの町美方、海(カニスキ)の町香住。</p> <p>香りが美しい村(四季を通じて景色も変化し、自然の香り、魚の香りのある町)。三町の頭文字を残したいと思いました。</p> <p>山も川も美しい町、香りもさわやか美しい町。3町合併の頭文字を忘れず、後の世代に言い残せる。</p> <p>特色ある3町の合併、美しい山と清流、磯の香りに満ち溢れる町、村香美町。</p>
矢田川町	やだがわ	<p>美方町を源に、村岡町から香住町へと街の中心部を流れる矢田川は、新町の顔であります。それにふさわしい全住民一丸での街づくり意欲の表現。</p> <p>美方、村岡、香住と流れる矢田川のように清く、美しい町になるよう願いをこめて。</p> <p>合併の大前提として矢田川流域で合併を協議しているので、土地、地域、人、従来より人みな水(川)のもと生活をしてきた背景より、過去の各町の私利私欲を捨て、人の原点にもどりシンプルな名称でよいと考へる。</p> <p>川と名づけた町は県下で五町ある。旧村岡、香住、美方の文字を新町名につけることは不可能と思われる。とすると、旧三町をアピールする名称としては「矢田川」が適当と判断します。合併後の公的機関、例えば、矢田川町村岡 所...等、矢田川町美方、矢田川町香住。香住町は、村岡町と美方町という二つのピンターランドを持ち、今日まで発展してきた町である。故に自然の摂理による三町の間係は人為的に簡単に変えられるものではない。</p> <p>奥深い自然が秘境の里(つちの子、里)に豪雪の流水は、矢田川へ流れ魚介類に豊富なエネルギー源を供給し日本海にそそぐ。一方交通面は、新設により四季を通じ観光客誘致に海水浴、民宿、商工業の活発化、文化面に古代人の遺跡、国重文、応挙収蔵庫、資料館並びに魚類剥製センター等観光資料、海産物販売、朝市等のPRに三町の特色をあらわすにふさわしい町名と考へる。</p> <p>矢田川及びその支流に沿った町である。昨今、川が汚れてきているが矢田川は鮎の住む川、子供の水遊びのできる川になっている。その川とともに地名も美しく3町民心清く合併を喜び、新町の誕生を希望いたします。</p>

報告第29号

第7回新町まちづくり計画検討小委員会について

第7回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成16年7月14日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第7回新町まちづくり計画検討小委員会について

第7回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年7月14日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町まちづくり計画検討小委員会
委員長 井上 一郎

第7回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について

第7回新町まちづくり計画検討小委員会を7月14日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

21名

(2) 協議事項について

1) 「新町まちづくり計画」(案)について

(3) 協議経過

1) 本小委員会において、これまでまとめた「新町まちづくり計画」(案)について、事務局より前回からの修正事項やこの度示された県事業等の説明を受け、さらに地域の最重点課題に関する各町の説明を受けた後、「新町まちづくり計画」(案)の全般的な意見交換を行った。

2) 地域の最重点課題については、「最重点課題事業の取り組み」を追加し、「新町まちづくり計画」(案)として全体会に報告することとした。